

経 済 労 働 委 員 会 記 録  
< 第 5 号 >

平成27年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成27年3月20日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録 < 第 5 号 >

開会の日時

年月日 平成27年 3月20日 金曜日  
 開 会 午前10時 3分  
 散 会 午後 4時11分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第20号議案 沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例
- 2 乙第21号議案 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第22号議案 沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第34号議案 土地の処分について
- 5 乙第37号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 6 乙第41号議案 指定管理者の指定について
- 7 請願平成26年第 1 号、陳情平成24年第81号、同第113号、同第114号、同第119号、同第123号、同第140号の 2、同第144号、同第147号、同第158号、同第161号、同第162号、同第198号、同第206号、陳情平成25年第 6 号、同第13号、同第28号、同第30号、同第33号、同第44号、同第47号、同第50号の 2、同第51号、同第53号、同第68号、同第83号、同第104号の 2、同第107号、同第113号、同第117号の 2、同第129号、同第130号、同第134号、同第136号、陳情平成26年第 3 号、同第24号、同第40号、同第42号の 2、同第43号、同第66号の 2、同第67号、同第68号、同第81号、同第93号、同第100号、陳情第 1 号、第 2 号、第16号及び第25号
- 8 閉会中継続審査・調査について

---

出席委員

|      |     |     |    |
|------|-----|-----|----|
| 委員長  | 上原  | 章   | 君  |
| 副委員長 | 砂川  | 利勝  | 君  |
| 委員   | 座喜味 | 一幸  | 君  |
| 委員   | 新垣  | 哲司  | 君  |
| 委員   | 仲村  | 未央  | さん |
| 委員   | 崎山  | 嗣幸  | 君  |
| 委員   | 玉城  | 満   | 君  |
| 委員   | 瑞慶覧 | 功   | 君  |
| 委員   | 玉城  | ノブ子 | さん |
| 委員   | 儀間  | 光秀  | 君  |
| 委員   | 具志堅 | 徹   | 君  |
| 委員   | 喜納  | 昌春  | 君  |

委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

|                |     |    |   |
|----------------|-----|----|---|
| 農林水産部長         | 山城  | 毅  | 君 |
| 農林水産総務課工事検査指導監 | 玉城  | 敏之 | 君 |
| 流通・加工推進課長      | 宜野座 | 葵  | 君 |
| 農政経済課長         | 崎原  | 盛光 | 君 |
| 園芸振興課長         | 松尾  | 安人 | 君 |
| 糖業農産課長         | 西村  | 真  | 君 |
| 村づくり計画課長       | 仲村  | 剛  | 君 |
| 森林管理課長         | 金城  | 克明 | 君 |

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 水産課長            | 新里勝也君  |
| 環境部自然保護・緑化推進課班長 | 比嘉貢君   |
| 商工労働部長          | 下地明和君  |
| 情報産業振興課長        | 仲栄真均君  |
| 雇用政策課長          | 又吉稔君   |
| 労働政策課長          | 伊集直哉君  |
| 土木建築部技術管理課班長    | 伊野波盛哲君 |
| 文化観光スポーツ部長      | 湧川盛順君  |
| 観光政策課長          | 村山剛君   |
| 観光振興課長          | 前原正人君  |

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第20号議案から乙第22号議案まで、乙第34号議案、乙第37号議案及び乙第41号議案の6件、請願平成26年第1号、陳情平成24年第81号外47件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第20号議案沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 それでは、商工労働部所管の議案につきまして御説明いたします。

まず初めに、議案の審査に当たりまして、商工労働部で用意いたしました配付資料の御確認をお願いします。

資料1といたしまして、平成27年第1回沖縄県議会（2月定例会）乙号議案説明資料、資料2といたしまして、平成27年第1回沖縄県議会（2月定例会）乙号議案説明要旨、この2点が商工労働部で用意いたしました資料となります。

議案の御説明に当たりまして、資料1、平成27年第1回沖縄県議会（2月定例会）乙号議案説明資料に基づいて進めさせていただきますが、平成27年第1回沖縄県議会（定例会）議案(その3)―議案書の該当ページについても御案内いたします。

それでは、乙第20号議案沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料1の1ページをお開きください。

議案書については77ページとなっております。

本議案は、沖縄振興特別措置法の一部が改正されたことに伴い、情報通信産業振興地域及び国際物流拠点産業集積地域の区域について、主務大臣の指定から沖縄県知事が計画を作成して指定することに改められたこと、金融業務特別地区が経済金融活性化特別地区に改められたことに伴い、所用の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県企業立地促進条例の規定は平成26年4月1日から適用する予定であります。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第20号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第20号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第21号議案沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 続きまして、乙第21号議案沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

資料1の2ページをお開きください。

議案書については、78ページとなっております。

本議案は、沖縄振興特別措置法の一部が改正されたことに伴い、国際物流拠

点産業集積地域の区域について、主務大臣の指定から、沖縄県知事が計画を作成して指定することに改められたことに伴い、設置に関する規定を改める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、公布の日から施行する予定であります。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第21号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第21号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第22号議案沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 続きまして、乙第22号議案沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

資料1の3ページをお開きください。

議案書については、79ページとなっております。

本議案は、沖縄 I T 津梁パーク施設企業集積施設2号棟に駐車場を整備すること等に伴い、その使用料の額を改める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、平成27年4月1日から施行する予定であります。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしくお願ひします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第22号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第22号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第34号議案土地の処分について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 続きまして、乙第34号議案土地の処分について、御説明いたします。

資料1の4ページをお開きください。

議案書については、104ページとなっております。

本議案は、沖縄IT津梁パーク用地を民間企業へ分譲可能とするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第34号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第34号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第41号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 続きまして、乙第41号議案指定管理者の指定について、御説明いたします。

資料1の5ページをお開きください。

議案書については122ページとなっております。

本議案は、沖縄情報通信センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

沖縄情報通信センターの管理は、沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例により指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として株式会社沖縄データセンターを選定しております。

なお、指定期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日とする予定であります。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第41号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 指定管理の件については特段の異存はありませんが、沖縄のIT技術のスキルアップというものが大変重要になってくると思うのですが、この株式会社沖縄データセンターの選定に当たって、選定された理由等について伺います。

○仲栄真均情報産業振興課長 同社から提出された事業計画等の内容が、沖縄情報通信センターの設置目的に沿っていて、情報セキュリティーの配慮がなされているなど、最も効果的で効率的な管理が実施できる者ということで、当課で設置しております外部委員で構成される制度運用委員会の審査において、同社が候補者として選定されたところです。

○座喜味一幸委員 優秀であることは了として、この施設を活用しながらその

指定管理を受けた者は、自分たちの持ち込み等施設や設置機具等との関係はどうなりますか。

○仲栄真均情報産業振興課長 基本的に、指定管理はこの施設を管理することですので、入居企業とは違ってこの施設そのものを人的に管理することが主な業務になっておりますので、特段大きな持ち込むものというのは想定されないところです。

○座喜味一幸委員 このセキュリティー等がしっかりとした、多分技術的にもすぐれた面がある株式会社沖縄データセンターですが、ちなみに沖縄においてこういう指定管理を受けるような企業、単純に言うと競争力のある者というのは多数いるのか、限定されてくるのか。その辺はいかがでしょう。

○仲栄真均情報産業振興課長 指定管理を受ける企業は、その施設の態様によってさまざまいらっしゃると思うのですが、今回の施設については3社から企画・申請がございました。当該株式会社沖縄データセンター、株式会社トラスティック、それから株式会社沖縄ダイケンの3社がございまして、先ほど申しましたように、その企画提案を委員会の中で審査して、選ばれたところです。

○座喜味一幸委員 これは平成27年度から平成29年度までの3年間という指定管理期間になっているのですが、その施設そのものになじみ、これから新たなルール等をきちんとした形をつくっていくはずですが一競争力の導入はいいのですが、3年でどんどんかえていって、その施設の維持管理にいいものなのか。要するに、指定管理そのものが短くて、ルールをつくり、技術者が育ち始めてなれ始めたころに、また新たな指定管理の変更等々という形が出てきたときに、果たして競争力の導入ということだけで、こういう施設の管理がいいものなのか。私は、場合によっては5年、10年という指定管理のあり方が施設の最大限の効果の引き出し方ではないのか、なぜ3年なのかと逆に伺いたいと思います。

○仲栄真均情報産業振興課長 県の指定管理制度に関する運用指針では、指定期間は原則5年以内とされているところです。委員おっしゃるように5年という選択肢はございますが、今回、当センターは新規施設で、制度導入による成果の確認、それから課題の検証を行う必要があるのではないかとということで、導入当初については指定期間を3年としたところです。

今後、3年後にこのような確認・検証を行った上で再度検討して、おっしゃるように指定期間を5年とすることも視野に検討していきたいと思います。

**○座喜味一幸委員** この辺は大変重要で、ほかの指定管理も含めて、指定管理が1年や3年などという指定管理の状態があつて、極めて実をとらずに形だけにとらわれている部分がありはしないかという懸念を持っていますので、しっかり検証して、情報の核としてのセンターになっていくように、指定管理のあり方に関してもしっかりと検討いただきたいと思います。商工労働部長、どうですか。

**○下地明和商工労働部長** 委員おっしゃるように、こういう施設の管理は安定性と継続性が非常に大事だと思っています。今、情報産業振興課長から答弁がありましたように、当該施設が新規施設であるということ、そして、今議会で審議をお願いしているところですが、次年度も追加の整備等を含めて予定していることなどから、まずは3年間の経過を見た後に十分に検証し、次からの参考にして一最大5年ということになっておりますので、それも勘案していきたいと考えております。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

**○仲村未央委員** 沖縄情報通信センターについては、何よりも保管の安定性といえますか、安全性といえますか、それが非常に大事な施設の要件だと思うのですが、沖縄にそのセンターを置く優位性というのは地理的なものなのか、インフラ的なものなのか。その辺の競争力の面からも何ゆえにこのセンターが優位だという位置づけがあるのかをお尋ねいたします。

**○下地明和商工労働部長** 3・11以来、データの分散化一分けておくということから、沖縄県は同時被災リスクが非常に小さいこともあり、沖縄の情報通信センターは非常に注目されてきたということ、あわせて今回、アジアあるいは首都圏を結ぶ海底ケーブルの整備等もありまして、そういうコンテンツのクラウド置き場としての注目度も高くなって、沖縄の情報通信センターの優位性が出てきました。そしてもう一つは、民間のデータセンターも含めてそれを高速光ケーブルでネットワーク化することによって、総合的に使えることも魅力となって、今回のセンターも最初から満室という状況が出ております。

○仲村未央委員 同時被災のリスクの小ささというのは、どこからもたらされるものですか。地理的に距離があるということ以上に、何か具体的な根拠があるのですか。

○仲栄真均情報産業振興課長 4年前の大震災などもありましたが、沖縄は海底プレートが本土とは違うということで、確かに地震など、そのようなリスクがないとは言い切れませんが、プレートが違うために同時被災のリスクがないということで申し上げております。

○仲村未央委員 それから、施設そのものの安全性や強靱性というのは、もちろん被災に対してもそうでしょうけれども、データですから外部からの侵入あるいはテロ対策も含めて、そういったセキュリティーも問われるかと思いますが、どの程度の安全性が確保されている施設でしょうか。

○仲栄真均情報産業振興課長 侵入等のセキュリティーに関しては、今回の候補者を含めてICカードによる入退室のチェックや物理的な見回りによるチェックなどの提案がありました。あと、先ほどのお話に戻りますが、地震関係の物理的な話では、沖縄県はこれまで震度5以上の地震が観測されたことはございませんが、この情報管理棟は震度6強まで耐え得るつくりとなっておりまして、そういう意味での安全性は確保されています。

○仲村未央委員 最後に、先ほどプレートの話もありましたが、沖縄が地理的に同時被災のリスクが少ないという意味では、データセンターとしての優位性というのは市場の中でも非常に評価が高いのではないかと。

商工労働部長がおっしゃるように、最初から満杯だということで—そうなる、あえてそれを公共が誘導して施設を整備していく必要性や意義というのは、むしろ民間主導でも設置が可能だったのではないかとということも一方ではあるかと思いますが、あえて県が施設を整備して、公共でそれを整えたという意味は何なのかをお尋ねいたします。

○下地明和商工労働部長 確かに、最初から満室という意味では、そういう環境はあったかもしれませんが。また、やはり海底ケーブル、それをループ化する光ケーブル、そしてデータセンターを整備したという3点セットで民間企業にかなり安心感を与えて、今こういう状況になっているということでありまして、

もちろん行政投資は一つの誘因だと思っていますので、これから民間投資が入ってくると、我々としては誘致あるいは歓迎したいと思っています。

ただ、どの程度沖縄がデータセンターとしての知名度を上げれば民間企業がさらに投資してくるかというのは、この後の様子を見て、もう少し行政投資が必要なのか、あるいはもうそろそろ入ってくるのかということを見きわめながら、考えていきたいと思っています。

○仲村未央委員 牽引の役割が大きいという感じはしますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第41号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の陳情平成24年第113号外15件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 それでは、商工労働部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております資料3、平成27年第1回沖縄県議会経済労働委員会陳情に関する説明資料を1枚めくっていただき、目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続陳情が14件、新規陳情が2件となっております。

継続陳情14件のうち、12件につきましては、前議会における処理方針と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

それでは、処理方針に変更のありました継続陳情2件について御説明いたし

ます。修正のある箇所は下線により表示しております。

15ページをお開きください。

陳情平成26年第24号労働法の改悪を許さず安定した雇用を求める陳情に係る修正箇所について、御説明いたします。

修正箇所は16ページとなりますので、そちらをお開きください。

まず、3について御説明いたします。

12月定例会の経済労働委員会後、労働者派遣法改正案が第189回国会に提出されたことから、修正しているものであります。

次に、5について御説明いたします。

厚生労働省における重点監督が、平成25年度に引き続き平成26年度にも行われたことから、修正しているものであります。

次に、17ページをお開きください。

陳情平成26年第40号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情に係る修正箇所について、御説明いたします。

修正箇所は18ページとなりますので、そちらをお開きください。

12月定例会の経済労働委員会後、労働者派遣法改正案が第189回国会に提出されたことから、修正しているものであります。

以上が、前議会から処理方針に変更のありました継続陳情でございます。

次に、新規の陳情について御説明いたします。

23ページをお開きください。

陳情第16号沖縄県公契約条例の制定を求める陳情について、御説明いたします。

陳情者は、沖縄県労働組合総連合議長仲里孝之、陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

24ページをお開きください。

公契約条例については、労働者の適正な労働条件を確保することにより、労働者の生活の安全を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資することを目的に制定されているものと認識しております。

現在、県が発注する公共工事や業務委託等については、担当部局において適正な積算が行われ、公共サービスの質及び公正な労働条件が確保され、労働関係法令やその他の法律等についても、下請業者まで含めて遵守されるよう指導がなされているものと考えております。

公契約条例の制定については、対象範囲や労働者、賃金など県が締結する契約全般に係る基準の調整が必要であることから、県としましては、今後、国の公契約に関する基本法の法制化や他県の動向を注視しつつ、業務の所管を含め、

検討してまいりたいと考えております。

次に、25ページをお開きください。

陳情第23号コールセンター事業所撤退による大量失職者の雇用確保及び公的助成金を活用する企業に対するルールづくりを求める陳情について、御説明いたします。

陳情者は、沖縄県公務公共一般労働組合執行委員長長尾建治、陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

26ページをお開きください。

まず、1について御説明いたします。

就労支援については、関係団体に対し失業した方の受け入れを働きかけるとともに、総合就業支援拠点グッジョブセンターおきなわ及び県主催の合同企業説明会・面接会の日程等、労働組合を通して失業した方へ案内しているところであります。

県としましては、引き続き沖縄労働局や関係機関と連携し、再就職支援及び生活相談等に取り組むとともに、労使双方に対し解雇のルールなど労働関係法令の周知や情報提供、労働相談等の施策の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、2及び3について御説明いたします。

現在、県では産業振興や雇用の確保に向け、企業を対象とした助成制度を実施しており、その交付に当たっては補助金の趣旨、目的等を勘案しながら、雇用に関する諸条件を交付要綱等に盛り込んでおります。

例えば、製造業等の企業向けの誘致施策といたしましては、沖縄県企業立地促進条例において、投下固定資産取得経費等に対する支援を行っており、その助成要件として一定数の正規雇用義務を課しております。情報通信関連企業向け誘致施策としましては、通信コスト低減化のための支援を行っており、その利用条件として正社員を含む常用労働者の雇用義務を課しております。

また、企業誘致に際し、若年者の雇用促進策としての沖縄若年者雇用促進奨励金を初め、国や各市町村等の助成制度などを紹介し、その活用を通して常用雇用の促進に努めております。

しかしながら、現在の雇用形態は、企業のニーズやビジネススタイル、また、勤労者の求める働き方や意識の変化を背景に多様化していることなどから、公的助成金を活用する全ての企業に対して、正規雇用の義務化など一律にルール化することは、今後の雇用の場の確保と企業誘致に支障が生じるとともに、企業経営に影響を与え、誘致企業の撤退を招くおそれがあることから、慎重に進めるべきであると考えております。

なお、県民の雇用を安定させていく観点から、さまざまな支援策を実施し正規雇用化に向けた一定の取り組みを行うことは、誘致企業のみならず地元企業も含め県内全ての企業において重要であることから、県としては、今後一層正規化に向け、関係団体との連携や企業への働きかけに努めていきたいと考えております。

以上が、商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。  
御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 それでは、16ページの処理方針が変わったところです。ブラック企業については厚生労働省が全国で調査に入ったということですが、本県においてどのような調査がなされたのか。明らかになった実態、事実等があればお示しいただきたいと思っております。

○伊集直哉労働政策課長 平成25年度に引き続き、平成26年度も沖縄県において重点監督が実施されております。平成26年度に関しては27事業所に入っておりまして、そのうち21事業所、77.8%に相当する事業所が何らかの違反があったという状況になっております。

○仲村未央委員 その何らかの違反について、具体的に挙げられるものがありますでしょうか。

○伊集直哉労働政策課長 違法な時間外労働が16事業所で59.3%になります。それから、賃金不払い残業が10事業所で37.0%という形になっております。

○仲村未央委員 この中において、例えば本県と何らかの契約関係がある、あるいは公的な助成を受けている事業所が含まれているといった事案はありまし

たか。

○伊集直哉労働政策課長 これは、労働基準監督署で、あらかじめ使い捨てや長時間労働等による労災申請、請求があった事業所を中心に選定し、実施している形になっておりますので、対象事業所の内容につきましては労働基準監督署で把握している状況であります。

○仲村未央委員 次に、25ページの新規陳情、コールセンターの事案です。これは社会的に非常に注目されるべき大きな問題だと感じております。この事業者は公的な助成等を活用していたという指摘がありますが、実態はいかがでしょうか。

○仲栄真均情報産業振興課長 新聞等の報道によりますけれども、公的助成金としては沖縄労働局が実施している雇用開発助成金というものがございしますが、これを申請して、母子家庭の親を採用する事業に対する助成金を約200万円受領しています。県や市町村では、当会社に関して公的助成金を支給した実績はございません。

○仲村未央委員 この陳情文書表の中に、「若年者雇用促進奨励金、地域雇用開発奨励金などの助成金を申請しており」という表現が出てきますが、このあたりはいかがですか。

○仲栄真均情報産業振興課長 この件に関しても報道がございましたが、申請はしていても、支払いの実績はないということで聞いております。

○仲村未央委員 その理由はなぜでしょうか。申請に至らなかったということなのか、審査の結果、そのような十分な事業計画が整っていなかったということで却下されたのか。その辺はどのような状況でしょうか。

○仲栄真均情報産業振興課長 これは国の事業でございまして、通常は申請中に資料の補正や確認業務などがございますが、何らかの理由でその中の受け答えがうまくいかなかったと考えております。

○仲村未央委員 そういった審査の過程の中で一もし、その審査が有効に機能していたとして、その申請が通らないような事業計画や資金計画、あるいは雇

用の計画に何らかの無理があるのではないかという審査があったとすれば、そういった情報が公開されると、これからそこに就職していいものかどうかという判断に被用者側も行き着いたかもしれませんが、そのような情報というのはどうですか。何か被用者側が知る手だてというか、社会的にそういうことが明らかになるような仕組みというのはあるのでしょうか。

**○下地明和商工労働部長** そういう仕組みが確立されているわけではありませんが、これも聞くところによると、雇用が固定しなかった—申請している間に出入りがあるとのことで、なかなか認定までに至らない形で結局支払われていないということです。そういう業務を取り扱っているセクションにおいてはある一定のおかしさは感じたかもしれませんが、そこそに対して何らかの権限を持って調査に入るセクションが違いますので、その辺は連携がなかったということだろうと推測されます。

**○仲村未央委員** これは厚生労働省の助成制度ということですが、県も幾つか雇用に対して奨励するような仕組みを持った助成の仕掛けがあると思うのです。そういった審査の経過の中で、このようなある意味十分ではないだろうということが、審査の過程上それを判明できるような審査になっているのか。形式書面というのは、どのようなレベルで実際には助成に至るのか。それは県の例としてはいかがでしょうか。こういった意味で、申請はあったけれども、それを許可することができないというような事例は、実際あるのでしょうか。

**○仲栄真均情報産業振興課長** 県では、通信コストに対する補助事業はやっておりますけれども、あくまで書面による審査で、例えば一般の人材だと20名雇用しているかどうか、高度な専門知識を有する人材であれば10名雇用しているかどうか、これを事後に確認するということです。あくまで書面で審査をしています。

**○仲村未央委員** それはコールセンターに限っての話なのか。もっと全般的な雇用の一般的な助成事業というのはほかにもあるのですか。今おっしゃったのはコールセンター絡みのことですか。

**○仲栄真均情報産業振興課長** これはコールセンターだけではなくて、データセンター事業者やシステム設計、ソフト開発、いわゆる情報関連産業に対する通信コスト支援の中で行っている確認でございます。

○仲村未央委員 以前にも、そういった意味で助成を受けながら実際には事業ベースが非常に整わなくて、解雇者を出した例というのはあったと県の事業においても記憶しております。そういう中で、今回も公的な助成を受けながらこのような形で大量の失業者を出したことについては、仕組み上は国のものだからということになるかと思いますが、ただ似たような仕組みの中で助成を受けながら、それが今、書面審査の中では適切と思われたものが後になってということになると、非常に信頼にかかわる、県の助成のあり方そのものにも影響されるだろうと思われませんが、そこら辺の課題があればお尋ねをいたします。

○下地明和商工労働部長 情報産業振興課長が説明したのは、直接の人件費に対する助成ではなくて、通信コストを低減化するかわりにそういう雇用を指定という条件づけの場合です。あくまでもそれを確認した後に、あるいは確認して通信コストを低減していますので、労働局等がやっている人件費に対する直接の助成等とは少し性格が違いますので、チェックのあり方も安全度も違うという感じはしております。

○仲村未央委員 引き続き陳情の1点目の確認ですが、その中で失職を余儀なくされた方がいると陳情者は言っていますが、それは実態を把握されているのか。それに対して県として、直接的な個別的な相談、就労支援等々があるのかどうかお尋ねいたします。

○又吉稔雇用政策課長 今回のコールセンターにつきましては、離職者が33名おりました。新聞報道によりますとそのうち5名が雇用されたと。33名のうち4名がアルバイト的な学生であるという状況で、33名から4名のアルバイトを引いて、さらに5名が就業しておりますので、残り24名が未就職という状況です。ハローワークに確認したところ、33名中16名の方が求職登録をしたということで、その中で16名中12名が雇用保険受給資格が決定したという情報を受けております。

県で支援を行ったのは、県主催の合同企業就職面接会等を開催しております。解雇が発生した後の2月13日あるいは2月27日、3月6日にそれぞれ沖縄市、糸満市、那覇市で合同就職面接会をいたしました。また、グッジョブセンターに就職、生活相談の場があると労働組合に情報提供をして、支援してきたところです。

○仲村未央委員 情報収集、情報提供ということですが、それ以上の支援策というものは特にないわけですか。県の事業として、個別に一時的に発生したものに對する支援のあり方というのはありませんか。

○又吉稔雇用政策課長 個別の支援というのは特に緊急的なものは持っておりませんが、ただ、我々にも例えば別のコールセンターの会社などから再雇用したいなどの情報がありましたら、その求人情報を労働局に提供して、労働局でまとめて企業説明会をしてもらったり、そのような対応をしております。

○仲村未央委員 もう一つの新規陳情の公契約条例の件でお尋ねいたしますが、これは県が発注する公共事業、業務委託等に公契約をとということで陳情が出ているわけですが、皆さんの陳情処理方針を見ると、今でもなされているというような認識ですよ。一方で、知事の公約等においては公契約条例を制定していく旨が政策の中にあつたかと思ひます。そこら辺は、どのように踏み込んで対応する必要があるのかというところが、この陳情処理方針からは見えてきませんが、どうでしょうか。

○下地明和商工労働部長 公契約条例を進めるに当たっては、さまざまな準備が必要でございます。そして契約関係においては、今のところ労働者の観点から商工労働部で引き受けているところですが、公契約条例の制定ということになりますと、全部局にまたがる契約論になりますし、他の自治体においてもそういう全部局の契約を見るセクションがあつております。そういうことも含めて、今、取り組みをどうするのかというスタンスが、まだはつきりしていないということで、今のところ処理方針もそう説明させていただいているところです。

○仲村未央委員 全部局にまたがるものであれば、それこそ主導一処理方針を一義的にあつていゝる商工労働部からむしろ促して、全部局の今の契約のあり方、課題があるのかどうか、それから知事の公約がどれぐらい緊急性があるのかも含めて検討に入る必要があると思ひます。もちろんこの公約に限らず、以前から何度か提案したことがあると思ひますし、議論はあつたと思ひます。そのあたりの次のステップが必要だと思ひますがいかがでしょうか。

○下地明和商工労働部長 これについては関係部局を含め、所管も含めてどういふ形で取り組むのかということ、こちらから話をしないといけないと考へ

ております。

○**仲村未央委員** ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。ここにもあるように、やはり一人親方も含めて、長い間その課題を行政にも上げているはずですし、先ほどの公的な助成が入っても、その中でブラック企業的な解雇が出てくることも実際にはあるわけです。公との契約の中でそれを明確化していくということは、今、県が進める質の向上、ひいては正規化に向けての取り組みと一致することだと思っております、方向性としては。そこはぜひ取り組みを促したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○**下地明和商工労働部長** 取り組みについてはやっていきたいと考えておりますが、取り組みに当たってどういう課題があるのか、そういったことも今まで制定して進めている自治体等の状況も把握しながらやる必要があるのではないのかと。例えばその一端として、公契約条例を制定した自治体において、これを実施するに当たってかなりのマンパワーをそこに充てたと。そのコストも含めてかなりのものだと首長から話もありますので、ただ具体的に実態としてどれぐらいかというものは把握しておりませんが、口頭での話だけですので、そういったものも含めて、いろいろ進めるに当たっては慎重な進め方をしないといけないと思っております。

○**上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
玉城ノブ子委員。

○**玉城ノブ子委員** 陳情第23号のコールセンターの問題ですが、重大な事態だと私は思っているのですけれども、これは公的助成金を活用する企業で、書面による労働条件の明示や雇用条件、実態がわかるような仕組みになっていないということなのかどうか。具体的に公的助成を申請するときに、そういう書面での計画書なり労働条件がどうなっているのかということも含めての書面を提出する仕組みにはなっていないのかどうか。

○**又吉稔雇用政策課長** 沖縄労働局に確認したところ、助成金を申請する際は全て労働条件を明示していることが条件となっておりまして、沖縄労働局の審査要領に基づき助成金を支給しているということでした。例えば審査項目としては、雇い入れの前後6カ月の間による事業都合による離職がないこと、労働関係法の違反がないこと、労働保険料が滞納されていないこと、これまで助成

金申請をして不正受給はしていないなど、もろもろの審査項目があり、それをチェックして支給はしていると沖縄労働局から聞いております。

**○玉城ノブ子委員** そうなると、この事業所のチェックは何カ月か何年間ということでなされているのでしょうか。この事態は、その後に起きているものなのでしょうか。

**○又吉稔雇用政策課長** 沖縄労働局の資料で一受給までの手続の流れですが、まずはハローワークに求人を出して、実際に雇い入れた後6カ月を経過して助成金を申請すると。申請するときには、当然6カ月間の賃金がきちんと払われているか、出勤されているかなどのもろもろの書類を出してもらって、決定していくと聞いております。

**○玉城ノブ子委員** この問題というのは、その後にこういう事態が起きたということでしょうか。それをきちんと書面どおりに労働条件、雇用条件も含めて雇用要件が確保されているのかどうかということについて、その後もきちんとチェックしていく仕組みを、やはりつくっていくことが必要だと思うのですが。

**○又吉稔雇用政策課長** 今回の件は、助成金をもらうときのもろもろの条件には適合していたということで支給されたと思います。その後、こういう事態になって発覚したということだと思いますが、その後、沖縄労働局でいろいろ追跡などもやっていたかどうかまではわからないのですが、後々倒産という形になってしまったということが今回の状況だと思っております。

**○玉城ノブ子委員** これは国の助成金を受けていたコールセンターがこういう事態になったということですが、県の助成金を受けている情報関連のセンターに対しては、具体的にどういうチェックをすることになっていきますか。

**○仲栄真均情報産業振興課長** 先ほどの通信コストに対する補助事業は、フロム沖縄というNPOがございますけれども、そこが相対契約で通信事業者からボリュームディスカウントの安い料金で通信回線を貸すのですが、そのときの条件として通常の技術者は20名、高度な技術者は10名と。これを事後に確認した上で補助を続けるというスキームになっておまして、通信コストの事業に関しては、事前に申請してやるものではございません。

○玉城ノブ子委員 公的助成における情報関連産業の中で、県内事業所の労働者の実態調査もなさっているということでしたので、労働基準法そのものも守れないような事業所があるということでしたけれども、県内の情報関連産業では具体的にはどうなっていますか。

○伊集直哉労働政策課長 現在、取りまとめ中であります沖縄県労働環境実態調査で、それぞれの産業分類ごとの労働条件通知書の交付状況についても調査を行っております。情報通信産業に関しては、79.3%が交付をしている状況になっております。

○玉城ノブ子委員 全体の状況はわかりますか。

○伊集直哉労働政策課長 全体に関しましては、交付をしているのが42.8%、5割に満たない状況であります。

○玉城ノブ子委員 事業所ごとには、どういう状況ですか。

○伊集直哉労働政策課長 全ての事業所について、それぞれの業種ごとに申し上げるのはボリュームが多いということと、業者によってばらつきがございます。全体的な傾向としては、5人未満、規模の小さいところは未交付が非常に多くなってしまっていて、21.5%。規模が大きくなるのに従って、交付状況が上がってまいりまして、100人以上だと90.9%、300人以上になりますと100%法令遵守がなされているという状況です。

○玉城ノブ子委員 これについても、やはり全体として労働基準法が守られていないような実態があるということと、具体的に問題になっている公的助成を出している事業所の中で労働基準法が守られていない。突然解雇されるというような、このような事態が起きることについては、今回の場合は国の助成を受けていることが明らかになっていきますけれども、県がやはり助成をするコールセンター、情報関連産業の中においても、こういう事態が起こらないようにきちんと労働基準法が守られる、雇用がしっかりと保障されるというような仕組みをつくっていくことが必要ではないかと思うのです。場合によっては、条例・規則等で、そこで働く労働者の雇用環境をしっかりと守れるようなシステムをつくっていくことが必要だと思っております。

○下地明和商工労働部長 委員のおっしゃるように、確かにそういうところは大切なことだと考えておりまして、今後IT関連企業だけではなく、労働政策課長が説明したように、特に小規模の事業所を含めて、そういう関係法令が守られていないことが多く見られるということですので、県の役割として、そういう労働関係法令をきちんと守るようにという周知に努めていきたいと。あらゆる情報、手段を尽くしてやっていきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 雇いどめになった皆さん方に対する支援ですが、県としてしっかりとした支援が必要だと思います。就職に結びつくまで、雇用が確保されるまで、皆さん方がきちんと支援をやっていくことが必要だと思います。

○下地明和商工労働部長 県の役割、沖縄労働局の役割、あるいは新たにつくったグッジョブセンター沖縄の役割、それぞれの役割で進めておりまして、その打つべき手も30名以下の場合や30名から100名の場合、100名以上の場合など、どのような支援をしていくかというものを沖縄労働局とも調整した上で、スキームにのっとって進めているところですので、今後ともそれをきちんとやっていきたいと。例えば、沖縄三越の件も100名以上でしたので、那覇市と沖縄三越と県と沖縄労働局でそういう支援体制をつくって、計画をつくってもらってということをやっていますので、今あるスキームをきちんと動かすということが支援になると考えておりますので、そのように取り組んでいきたいと思いません。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 陳情第16号に関連しますが、先ほど商工労働部長の答弁で大量解雇ですとか、国や県の助成を受けている企業の中においても、そういったことが発生することについて、県は手の打ちようがないというのか、そういう感じがしますが、その発生源を歯どめすることも含めて公契約条例は私は意味があると思いますが、先ほどの答弁にもありますように、この公共工事に伴う業務委託等については適正な積算が行われていて、これは下請業者まで守られている、指導されていると考えているということではありますが、皆さんは賃金などの積算が契約において実行されている、守られているということを行っていますか、県内における実態は調査されていますか。守られているということで皆さんは処理方針に書いてありますが、その実態は積算をしたものと

契約を結んでいるものは、賃金や労働法の問題などが守られているということで下請までと言っておりますが、実態は調べられているのですか。

○伊野波盛哲技術管理課班長 公共工事の設計労務単価については、公共工事の積算に用いるためのものであり、雇用契約における労働者の支払い賃金を拘束するものでないことをまず申し上げます。それから、建設業関係団体につきましては、技能労働者への賃金水準の適正化について積極的な対応をお願いしているところであります。最後に質疑のことですが、労働者の賃金水準については調査されておまして、その改善が労務単価に反映されてきております。昨今も2月に調査した結果で、上がったという結果でもって設計労務単価の改定を行ったところであります。

○崎山嗣幸委員 ここは、全部局になると指定管理業務委託も含めて、いろいろな所管課が多岐にわたると思うのです。今言われていることについて、積算根拠については支払いを委託先へ拘束するものではないと言っておりますが、拘束するものでなければ、皆さんが言っている適正なもとで積算をされて、これが守られているという意味は—ここで言っている公契約については、そこで働いている労働者が安定的な労働条件の中で働きたいというものを求めているのであって、そういった意味では、そこで働く人たちの賃金の水準や時間外労働の問題などはどうされているかということを行っているのであって、そこを皆さんに聞いているわけです。守られているのですかということ。労務単価は拘束されませんと言っているので、皆さんは実態を調査されているのですかと聞いているのです。もし積算根拠がそこに拘束されるものでなければ、県が発注しているところの労働者は、どういう実態ですかということを知っているのです。

○伊野波盛哲技術管理課班長 私ども土木建築部においては、各企業における賃金引き上げの検証につきまして、毎年10月に実施している公共工事労務費調査により確認しています。平成25年4月、平成26年2月、平成27年2月に労務単価を改善して上昇させております。今回2月の労務単価の上昇も、建設労働者へこれが反映された結果だと推測しております。その詳細については、こちらでは把握していないところであります。

○崎山嗣幸委員 今言っている労務単価についてはそういうことがあって、改善して上げましたということですね。県が発注する部分について労務単価が

上がりましたということですが、皆さんがこの工事を発注するときに、ここで働いている労働者がどのぐらいもらっているか、どのぐらい安定した雇用になっているかという水準を聞いているのであって、労務単価が上がりましたといっても、私はどのぐらい上がったのか詳細はわかりませんし、全体的に把握していますかということです。そのことによって、先ほどから言っているような非正規雇用や安定雇用の問題が解決に向かっていくと思うのですが、ここで聞いているのは、公契約条例においては趣旨はどういったことで公契約条例を結ぼうとしているかということです。公的な機関で発注する工事における労働者を、やはりこの雇用関係において安定した労働条件を確保させたいということですので、公契約条例については、どういった意義があるかということについて答えていただけますか。

**○伊野波盛哲技術管理課班長** 御質疑の一部にしかお答えできないのですが、私どもが調べているのは実際に払われている労務単価を実態調査しまして、それを翌年の単価に反映すると。そういった作業をしています。こちらで行っているのは、そういうことでございます。

**○崎山嗣幸委員** 調査していますということで、労務単価を上昇させましたと言っていますが、この範囲はどの範囲ですか。今、土木建築部でと言っていました、どの事業所で対象はどのくらいですか。労務単価の平均単価も教えてください。もしわからなければ、後で資料を下さい。

**○上原章委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から、土木建築部における労務単価は実際に企業で払われているであろう単価を反映している旨の説明があった。その後、崎山委員から土木建築部以外ではどうかとの確認があり、農林水産部が再開して答弁することになった。)

**○上原章委員長** 再開いたします。

玉城敏之農林水産総務課工事検査指導監。

**○玉城敏之農林水産総務課工事検査指導監** 公共事業の労務単価は、国・県全部調査して、その結果を翌年の4月1日の単価の入れかえがあった時点で反映させる格好になっていて、去年、ことしと2月に前倒しでやってきたところが

あるのですが、調査そのものは国のほうも土木建築部も農林水産部も全部ありまして、農林水産部においては年間240件くらいの発注検査があります。そのうち10月の1カ月間に稼働している工事を対象に調査を実施しまして、その数からすると約60件くらいです。その結果を国に出して、土木建築部も10月期に工事が動いている業者を対象に調査をして、その結果を国に出して、東京の国土交通省や農林水産省で、それをもって翌年度の単価設定をします。そういう中で、先ほど質疑がありましたように全部の実態がどうかという話ですが、我々はそれまで把握していませんし、実施した60件については基本的に調査の結果に……。

**○崎山嗣幸委員** いずれにしても、労務単価が改善に向かっているということではありますが、公契約条例で言っているものについては個別の話ではなく、全ての公共的な事業に対して契約を定める方式をここで問うているわけです。所管は皆さんですので、本来ならばこれは部局横断的に、例えば介護職員の賃金はどうなっているのか、保育士はどうなっているのか、観光業界はどうなっているのかについてのベースを同じようにやらないと、従来、問題になっているように7万円、8万円もいかないような実態なども含めて、沖縄の産業の大きなマイナスになっていることが起こっているの、これは皆さんの部署ですので、土木・農林だけではなくトータル的なことを、そこで安定させてやるという役割が公契約条例だろうと思いますので、その制定は全部局にまたがるし、他の市町村も含めて調査をしないとわからないということでしたので、これはぜひ、すぐにできるわけではないと思いますが、早急に今言っている問題点を含めて調査、精査をして、検討していく方向も含めてやってもらいたいと思いますが、いかがですか。

**○下地明和商工労働部長** 先ほどもお答えしましたけれども、もちろん商工労働部だけでできる話でもありませんので、全庁的に議論をつくって、所管も含めて、どこがやるかということを決めていくということを進めさせていただきたいと思います。

**○崎山嗣幸委員** 最後ですが、大量解雇が発生するときの支援計画は聞きましたが、即効性というか、再就職したりあるいは試用期間をもらったり、生活保護や就労支援を置いたりさまざまだと思いますが、そういった大量に解雇されたり、いきなり路頭に迷うような者に対して、皆さん方としては支援体制が、仮にいろいろなものがあると思いますが、住宅の問題もあるだろうし、いろい

ろなことも含めて大量解雇への緊急的な対策の検討は必要ないのですか。

○下地明和商工労働部長　こういう大量解雇が出た場合、3つのカテゴリーに分けて対応策をつくっております。まず解雇者が30人未満の場合、30人以上100人未満の場合、100人以上の場合という形で、どういう対応をしていくかというスキームを沖縄労働局、県も含めてつくっております。30人未満の場合は合同説明会や面接会へ誘導していくということと、グッジョブセンターのようなきめ細かに対応しているところへ誘導することによって、できるだけ職につけるようにしていくと。それから、次の仕事に向けてスキルの訓練が必要だという場合は、職業訓練校への誘導を図っていくということで対応をしています。また、30人以上100人未満の場合、従業員再就職援助のため、事業主は再就職援助計画をつくらなければならないとしておりまして、それをつくって公共職業安定所長に出して、実施に向けて沖縄労働局、県も含めて一緒に支援をしていくことになっておりますので、事業主に再就職援助計画を義務づけているという形で、それに基づいて支援をしていくことになっておりまして、それを市町村や県や沖縄労働局で緊急雇用対策会議のようなものを開きながら支援していくということでやっております。100人以上になった場合、本県においても3回発生しておりますけれども、その場合は所在市町村と県、沖縄労働局と当事者である企業と緊急雇用問題連絡会議を開いて、総合的な再就職支援プログラムをつくって支援していくという3つのカテゴリーで進めております。

○崎山嗣幸委員　3つの段階でやったことにおいて、成果、実績、効果はいかがですか。

○下地明和商工労働部長　直近の沖縄三越の例でいいますと、関連のテナントも含めまして対象になりました602名が、同様のサービス業等への再就職、年齢がきているので自主的にやめる方も含めて、ほとんどの方が再就職できたと聞いております。

○崎山嗣幸委員　沖縄三越の例は600名いて、再就職しない人を含めて、ほとんどの方ができたという話ですよ。このスキームは沖縄三越だけではなくて、そういう計画で対応するわけですか。うまくいっているという理解でよろしいのですか。

○下地明和商工労働部長　今のところは機能していると考えております。

○**崎山嗣幸委員** そういったことを含めて、いろいろな非正規のこと、安定雇用も含めて課題が多いと思いますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

○**上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
具志堅徹委員。

○**具志堅徹委員** 確認したいのですが、資料の15、16ページに、27事業所のうち10業者が賃金不払いとあったので、その賃金不払いの事業所の業種や規模、金額などがあれば資料として欲しいということです。

○**伊集直哉労働政策課長** 先ほど申し上げました数字につきましては、労働基準監督署が重点監督ということで入っております。違反があった件数については公表しておりますが、業種名などは公表しておりません。ただし、悪質な場合は、立件も含めて厳正に対処していくという形をとっているようです。

○**具志堅徹委員** これは公表するとぐあいが悪いとか、どういう業種で賃金が何名ぐらいに支払いされていないのか、金額はどのくらいなのかということは、公表することはできませんか。

○**伊集直哉労働政策課長** 基本的には、法令違反の状況に対して是正勧告の命令が出されます。それに従わない場合は悪質だということで、立件ですとか次のステップに進むということを考えているようです。また、事業所名を公表することによる社会的な影響などを勘案しながら、法令違反を改善させながら指導していくとのようです。

○**具志堅徹委員** 現在進行形でいけば、その業者は改善されていると理解できるのですか。

○**伊集直哉労働政策課長** 基本的には、改善されていると思います。

○**具志堅徹委員** 支払いはきちんと済んでいると見ていいのですね。

○**伊集直哉労働政策課長** 一つ一つの事例についてこういった形になっているかというものは、改善報告書という形で提出されることになっているようです。

ので、その実態を踏まえて改善されている、いないというのは労働基準監督署で判断するという事です。

**○具志堅徹委員** この資料の最後のページで説明しているのですが、「公的助成を活用する全ての企業に対して、正規雇用の義務化など一律にルール化することは、今後の雇用の場の確保と企業誘致に支障が生じる」という文言があるのですが、具体的にどういうことですか。

**○仲栄真均情報産業振興課長** さまざまな業種で条件をつけることは、誘致した企業の撤退等の関係から影響があると思うのです。特に情報産業にあつては、約2万5000名、301社の誘致実績がございますが、その7割がコールセンターということで、コールセンターの中には交代制勤務というのもありまして、なかなか年末の繁忙期には大量に採用してみたり、年を明けると縮小せざるを得ないという業務の形態から、そこに正規化を厳しく求めると、誘致に当たっても、誘致して立地していただいた企業にも、これが足かせとなって撤退を招くおそれがあると。そういう可能性を処理方針の中で申し上げているわけです。

**○具志堅徹委員** 先ほどのコールセンターの話もありますが、事業がスタートして従業員を採用して、自分の事業がおかしいからやめたと、すぐ解雇するようなことについてはきちんと規制をして、まともに対応できるようにしないと。企業は来やすくなるけれども、労働者のためにはどうでもいいようなルールが理解できないのです。

**○下地明和商工労働部長** 企業の経営がおかしくなった場合には、どんな業種であれ地元企業であれ、解雇せざるを得ないという状況はどこにいても変わらないと思います。特にコールセンターを例に申し上げましたが、企業の経営形態あるいは業種によってどうしても季節の伸縮があるわけです。あるいは短時間の労働で事業が成り立っているという業種もないわけではありませぬので、もろもろの形態の中で余りにも一律のルールだけで企業を縛ると、それは経営できない、営業できないということになりますので、ここでは一律でルール化するのはなかなか難しいということで答えさせていただいております。

**○具志堅徹委員** 単純に一律だけではなくて、段階的なある程度のルールのやわらかさを持って、だからといって企業だけを中心に、働く労働者のことは忘れられたようになると、企業だけではなく労働者を守るというようなルール、

仕組みを少しやわらかくするか、厳しくするかも含めて、きちんと労働者の生活を守るというルールづくりはできないものですか。

**○下地明和商工労働部長** 企業側の雇用の形態だけを申しあげましたけれども、働く側からもその人の都合によって、こういう時間帯で働きたいとか、この時間だけ働きたいなど、そういう多様化を受け入れる素地にもなっておりますので、必ずしも一方の方向からやっているのではなく、きちんとマッチングした上で働いてもらっていると考えておりますので、そこは求人する側との需要と供給の中で動いていただいていると思っております。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

瑞慶覧功委員。

**○瑞慶覧功委員** 同じくコールセンターの問題で、26ページの処理方針ですが、県としては再就職支援及び生活相談、労使相互に対し解雇ルールなどであるのですが、事務所は既に閉鎖して解雇されているわけですから、この処理方針に食い違いが出てくるのではないですか。

**○伊集直哉労働政策課長** こちらで書かせていただいておりますのは、この特定の企業だけではなく、先ほども御説明申し上げたさまざまな法令遵守がなされていないような事業所も含めて、県内の事業所と労働者側にそれぞれ労働関係法令やみずからの権利、そういったものをきちんと周知、啓発を行っていくというシステムになります。

**○瑞慶覧功委員** 項目1のコールセンターに対する処理方針という中では、少し整理したほうがいいと思います。2番、3番は陳情者が必ずしも一律に雇用の義務化を求めているだけではないと思います。確かに業種や規模等そういうお話がありましたけれども、労働基準法に違反したり要項の条件を守らない事業所に対しては、公的な助成を受ける以上しっかりとペナルティーなり何なりはあってしかるべきだと思います。そのあたりはどうですか。

**○下地明和商工労働部長** おっしゃるとおり、そういうのはあってしかるべきだとは思いますが、実際にそういう違反状態や、そういったものに対する取り締まりなど権限を持っているのは、労働基準監督署であつたりという別のところでやっていますので、我々は守るように啓発していくしかないと思います。実際に取

り締まるほうはまた別の機関がやるということで、必ずしも押しつけられないというところがありますので、そこは分担されているということを御理解いただきたいと思います。

○瑞慶覧功委員 別の機関というのはどこになりますか。

○下地明和商工労働部長 労働基準監督署や沖縄労働局です。

○瑞慶覧功委員 国や個人関係の補助、県は大きい事業に対して条件をつけているわけですね。県の直接的なものに対して、それが守れなかった場合は何かあるのですか。製造業や情報通信といろいろな立地条件で注文つけていますよね。処理方針にあるこのような義務を課したりなど、そういうことが守れなかった場合は、どういう対処をされているのかということです。

○下地明和商工労働部長 例えば今、投下固定資産に対する助成や情報通信コスト低減に関する助成に対しての要件が何人以上というものを守れない場合の対処だと理解してお答えしますが、これについては、20人雇ったけれどもどうしても収縮が若干出るという場合、悪質でない限り—その補助金目当てに悪質にやらない限りは、1人減ったぐらいで返還させるという問題ではなく、悪質な場合は補助金の返還もあり得るといような対処の方法と考えております。

○瑞慶覧功委員 これはどこで評価、判断されているのですか。

○下地明和商工労働部長 悪質かどうかという判断になると思うのですが、それについては故意に補助金を得るために要件を満たすような、正規で雇っていて即解雇するなどの事例が出ると、それは悪質と見なさなければならないだろうと思います。

○瑞慶覧功委員 27ページの処理方針で、企業の撤退を心配しているような処理方針になっているのですが、処理方針としてどうかなという部分があるのです。企業誘致の目的というのは何でしょうか。

○下地明和商工労働部長 平たく言えば、産業の振興と雇用の確保でございます。

○瑞慶覧功委員 やはりこの雇用の確保、県民の雇用を安定させていくという観点もありますので、労働基準法などを守れないような企業は誘致すべきではないと思います。ましてや法的な、そういうものを受ける資格はないと思いますので、そこをしっかりと見きわめていただきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、乙第37号議案車両損傷事故に関する和解等について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 それでは、平成27年第1回沖縄県議会(定例会)議案(その3)に基づき、説明させていただきます。

111ページをお開きください。

乙第37号議案車両損傷事故に関する和解等についてであります。

本議案を提出する理由は、車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

それでは、議案の概要について、別にお配りしております乙号議案説明資料により説明いたします。

乙号議案説明資料の1ページをお開きください。

議案の概要といたしましては、1、平成26年10月15日午前10時ごろ、佐良浜漁港の臨港道路に設置されたグレーチング上を車両が通行したところ、当該グレーチングの受溝部分が老朽化し一部損壊していたため、グレーチングがはね

上がり当該車両底面のトランスミッションを損傷させた。2、本件事故について、グレーチングの設置箇所に係る県の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、損害額6万1560円を島田源太郎に支払うことを内容とする和解をする必要がある、となっております。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第37号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第37号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の請願平成26年第1号、陳情平成24年第123号外23件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 ただいまから、請願・陳情案件について処理概要を御説明いたします。

お手元の請願・陳情処理概要の目次をお開きください。

今、委員会に付託されております請願・陳情案件は、継続請願1件、新規陳情2件、継続陳情22件でございます。

それでは、以上の請願・陳情25件について御説明いたします。

お手元の請願・陳情処理概要の1ページをお開きください。

継続請願の請願平成26年第1号の1件につきましては、修正はありません。

3ページをお開きください。

継続の陳情平成24年第123号から19ページの陳情平成25年第47号の9件につきましては、修正はありません。

21ページをお開きください。

継続の陳情平成25年第50号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

24ページをお開きください。

28行目に、「また、平成27年1月7日には、国等に対して要請したところがあります。」と追加し、時点修正しております。

26ページをお開きください。

継続案件の陳情平成25年第51号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

30ページをお開きください。

26行目の「また、今年のクロマグロ漁期の終了する7月以降に、次年度の操業ルールについてさらに協議を行うこととしております。」を「平成26年1月に合意された操業ルールについては、平成27年3月4日から3月7日にかけて第4回日台漁業委員会会合等において、その見直しが協議されました。この結果、①八重山北方の三角水域における、日台の漁船が昼夜で交代して利用する水域の拡大、②特別協力水域における、台湾漁船が縄入れしない水域の設定、③8月から翌年3月までの間、はえ縄漁船は、取決め適用水域全域において、小型漁船の操業に支障がないよう適切な船間距離を確保する旨の配慮規定の明文化など、沖縄側漁業者の意向を組み入れた内容に見直しが図られ、沖縄漁船にとっては、台湾漁船とのトラブルに遭うリスクが減り、安心して操業できる機会が増すこととともに、今後の交渉につながるものと期待できる内容となりました。」に、32ページ1行目の「などが予定されています。なお、外国漁船操業等調査・監視については、平成26年4月から各漁業協同組合において、事業を実施しております。」を「などが実施できる内容となっております。なお、台湾漁船等対策および漁業経営安定対策については、現在、事業を実施しているところあります。」に時点修正しております。

33ページをお開きください。

継続の陳情平成25年第68号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

7行目に、「国営かんがい排水事業石垣島地区については、土地改良法に基づく全ての手続きが完了し、平成27年2月11日に事業計画が確定され、国において工事に着工したところあります。」と追加し、時点修正しております。

35ページをお開きください。

継続の陳情平成25年第104号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

38ページをお開きください。

1行目の「などが予定されています。なお、外国漁船操業等調査・監視については、平成26年4月から各漁業協同組合において、事業を実施しております。」を「などが実施できる内容となっております。なお、台湾漁船等対策および漁業経営安定対策については、現在、事業を実施しているところであります。」に時点修正し、39ページ15行目に「国営かんがい排水事業石垣島地区については、土地改良法に基づく全ての手続きが完了し、平成27年2月11日に事業計画が確定され、国において工事に着工したところであります。」と追加し、時点修正しております。

40ページをお開きください。

継続の陳情平成25年第107号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

41ページをお開きください。

18行目に、「また、平成27年1月7日には、国等に対して要請したところであります。」と追加し、42ページ18行目の「平成25年11月29日」を「平成25年11月29日と平成27年1月7日に、」44ページ15行目の「平成25年11月29日」を「平成25年11月29日と平成27年1月7日に、」時点修正しております。

45ページをお開きください。

継続の陳情平成25年第113号から49ページの陳情平成25年第136号の3件につきましては、修正はありません。

52ページをお開きください。

継続の陳情平成26年第42号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

53ページをお開きください。

13行目の追加内容については、先ほど御説明いたしました陳情平成25年第51号の30ページと同様に時点修正しております。

56ページをお開きください。

継続の陳情平成26年第43号につきましては、修正はありません。

58ページをお開きください。

継続の陳情平成26年第66号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

60ページをお開きください。

10行目の追加内容については、先ほど御説明いたしました陳情平成25年第51号の30ページと同様に時点修正しております。

62ページをお開きください。

継続案件の陳情平成26年第81号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

63ページをお開きください。

10行目の「県としては、今後とも糖価調整制度の堅持について、農業団体等と連携し、国等に要請を行っております。」を「県としては、糖価調整制度の堅持について、平成27年1月7日に、農業団体等と連携し、国等に要請を行ったところであります。」に時点修正してあります。

64ページをお開きください。

20行目の「県としては、今後とも、畑作物共済の充実・強化について、農業団体等と連携し、国等に要請を行ってまいります。」を「県としては、畑作物共済の充実・強化について、平成27年1月7日に、農業団体等と連携し、国等に要請を行ったところあります。」に時点修正してあります。

65ページをお開きください。

継続の陳情平成26年第100号につきましては、修正はありません。

次に、新規陳情について御説明させていただきます。

67ページをお開きください。

陳情第1号サトウキビ価格・政策確立に関する陳情、陳情者沖縄県さとうきび対策本部本部長新崎弘光外1人。

要旨につきましては省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

サトウキビは、本県農業の基幹作物であり、台風や干ばつ等の自然条件下にあって他作物への代替が困難な地域で生産されていることや、製糖を通して雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより地域経済を支える重要な作物であります。

このため、県としてはサトウキビ生産者が意欲を持って生産に取り組み、甘蔗糖企業の経営安定が図られるよう、平成27年1月7日に国等に要請を行っております。

要請内容については、①TPP交渉への対応については、国内農業及び国土を守り、地域経済・社会の安定を確保する観点から国民的議論を尽くすなど慎重な対応を行うとともに、農林水産分野の重要5品目などの聖域が確保できなければ交渉からの脱退も辞さないものとし、農家が安心して生産に取り組めるよう万全の対策を講ずること。②糖価調整制度の堅持と予算を確保すること。また、甘味資源作物交付金については、基準糖度帯は現状の水準を維持し、生産農家が安心して生産に取り組めるよう地域の生産条件や経済事情を考慮し、再生産が可能となるよう確保すること。③サトウキビ生産はいまだ生産回復の

途上にあることから、さとうきび増産基金事業については、次年度以降の追加対策の実現と必要な予算額を確保すること。④サトウキビの生産振興対策のため、土地基盤整備等の促進、ハーベスタ等の高性能機械の導入等に必要な強い農業づくり交付金等の予算確保及び試験研究等の充実・強化のための予算を確保すること。⑤国内産糖交付金については、甘蔗糖企業の経営安定が図られるよう将来にわたって確保すること、などであります。

要請の結果、さとうきび生産者交付金は1万6420円と前年同様の単価水準となりました。また、さとうきび増産基金についてもセーフティーネット基金として継続されることとなりました。

今後とも関係機関と連携し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。続きまして、70ページをお開きください。

陳情第2号農協改革に関する陳情、陳情者沖縄県農業協同組合中央会会長新崎弘光外1人。

要旨につきましては省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

農業協同組合は、地域農業の発展はもとより、地域社会を支える重要な役割を果たしており、引き続き時代のニーズに沿って、販売戦略強化等による農家の所得向上への貢献など、みずから変革を進めることが期待されております。

このため、沖縄県としましては、政府の推進する農協改革に対し、全国知事会及び九州地方知事会を通して働きかけを行いました。平成26年7月の全国知事会では「農業改革に当たっては、関係者の意見を広く聴き、慎重に議論を尽くすこと」との提言があり、また、九州地方知事会においても、平成26年6月及び11月に「農業協同組合制度の見直しに当たっては、関係者の意見を聞いた上で、慎重かつ丁寧な議論を行うこと」との提言を関係省庁に対し行っております。

このような中、政府・与党とJAグループとの間で合意された農協改革案が、平成27年2月13日に開催された農林水産業・地域の活力創造本部において了承されました。農協改革の骨格案は「JA全中は社団法人化し監査部門を分離、都道府県中央会は法律に基づく連合会とし、全農・経済連については選択により株式会社に組織変更」などとなっており、農協にとって最大の懸案事項であった准組合員の事業利用の規制については今回は見送られ、5年間で利用実態調査を行った後に慎重に決定されることとなっております。

農協改革の関連法案は、今通常国会に提出される見通しと聞いております。

県としましては、今回の農協改革による本県農協への直接的な影響は少ないものと考えておりますが、今後5年間の農協改革期間において、本県の農協、

農業にどのような影響が出てくるか、引き続き注視してまいります。

以上が、農林水産部の請願・陳情の処理方針概要の説明でございます。

なお、今回は、第4回日台漁業委員会会合等結果及び沖縄漁業基金事業の概要の資料をお配りしております。

上原委員長、資料の内容について新里水産課長から説明を行ってもよろしいでしょうか。

○上原章委員長 新里水産課長からの説明は、時間の都合もありますので、午後に回したいと思います。休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時24分 再開

○上原章委員長 再開いたします。

まず、水産課長から説明をお願いいたします。

新里勝也水産課長。

○新里勝也水産課長 お手元に資料を配ってございますが、こちらにパネルを用意しましたので、両方でごらんいただきたいと思います。

まず、今回、日台漁業取り決めということで、大きな台形のエリアが日台の法令適用水域になっております。

お手元の資料の2ページが今回の操業ルールの本文でございます。二重線で見え消しになってございますのは昨年のルールでございます。赤書きになっているのがことし修正のあった部分なので、このほうが見やすいかと思ってこちらをお配りしてございます。

2ページのIの(3)、①八重山北方三角水域のところですが、これが台湾が主張する暫定執法線になってはいますが、これから南にはみ出ております横に長い逆三角形のエリア—これを八重山北方三角水域と言っていますけれども、この斜線の三角の部分が昨年合意した水域で、今回その上のほうの赤い部分と、左の与那国島の上のほうの赤い部分が拡大された水域となっております。

今回のルールとしましては、このエリアで夜は台湾側の漁船、昼間は日本側の漁船が使うということで、昨年3月に漁業者間交流の中で時差的にやってみようということで同意したものが、今回の委員会で正式に合意したということで、昼と夜の交代操業という内容になってございます。

下のほうに二重線で消されていますけれども、5日前の通報などについては、

やはり非常に無理があるということで、これは全部消されております。今回はそういう通報ではなくて、お互い海の上で時差的に操業するというようなやり方になっております。

次に、3ページの②特別協力水域、これは久米島の西側のひし形の部分ですけども、この特別協力水域は去年はちょうど上と下の半分で、上が日本側のルールを適用する水域、南側は台湾側のルールを適用する水域ということで、分けて実施しておりましたけれども、今回、それにプラスして日本側のルールを適用する上の水域の左側の部分で、台湾側が午前9時まで一夜の間にはえ縄を入れる、ただし9時までには出ていくということで、少し台湾側が操業できることになっております。

そして、南側の東の縦の部分は台湾側、日本側いずれもはえ縄を入れないということで、日本側のソデイカ船あるいはマグロ集魚灯の一本釣り船が優先的に操業できるエリアが新たに設けられたのが今回のルールでございます。

もう一つ大きいのが、日本側として船間距離は4海里ということを守って主張しておりましたけれども、台湾側としては4海里あけると操業できる船が減るということで強い抵抗がございまして、結果としましてこの2カ所の水域を除く全体として、時期的には8月から3月までの間、台湾はえ縄漁船は適切な船間距離を確保し、日本の小型漁船に配慮するという配慮規定を明記してございます。これによって、比較的台湾漁船のいない時期ではあるのですが、この時期は船間距離4海里を確保できるというような見通しを持っております。

大きくこのようなルールで合意しておりまして、今回の特徴としてはそういうところですね。全体として4海里が完全に認められたということではございませんが、昨年よりは沖縄側の漁業者の意向に沿った内容になっているかという評価をいただいているところでございます。

続きまして、沖縄漁業基金事業の概要資料を御参照いただきたいと思います。

日台漁業取り決めの影響を緩和するというところで、昨年2月に平成25年度の補正予算ということで国の経済対策の中で措置されたものでございます。金額としましては100億円、県内にあります公益財団法人沖縄県漁業振興基金という法人に基金が設置されております。本格的には平成26年度から事業がスタートしているところでございます。

事業のメニューとしましては、ポンチ絵は簡単過ぎるのでメモにしたのが1ページにございます。大きく3つの柱がございまして、1番目に台湾漁船等対策ということで、(1) 外国漁船操業等調査・監視事業、これが事業費としては大きく使われていますけれども、台湾漁船等の操業状況調査・監視等を行う事業でございます。(2) は漁具被害復旧支援事業ということで、台湾漁船と

のトラブルで漁具に被害が発生したり、あるいは浮魚礁が被害をこうむった場合に措置するようなメニューでございます。(3)は漁業者の交流ということで、沖縄と台湾の情報交換等をやるための事業でございます。

2番目に漁業振興対策としまして、(1)が沖縄産水産物流通促進事業、これは県産水産物の流通を促進するための事業を助成して行うメニューでございます。(2)が漁業経営安定対策事業、これは漁業者、漁業協同組合が借り入れする資金に利子助成を行う事業でございます。(3)の漁業共済掛金助成事業は、当該水域等の影響を受ける漁業者が加入しています共済掛金の一部を定率で助成するものでございます。(4)は再編整備等推進支援事業ということですが、これは、この取り決めの影響で漁業をやめるという方の減船ということがございますけれども、やめる際にその費用の一部を助成するものでございます。

3番目は漁業環境整備の推進ということで、海岸清掃等活動支援事業として、取り決めの影響で休業せざるを得ない方々が、その環境対策として活動するものに対する支援というようなメニューになっております。

1枚めくっていただきますとポンチ絵がございますけれども、こういうイメージで、効果としまして資源回復による漁場拡大、漁獲量の増加、経営の安定というような目標を持っております。

3ページが執行状況でございますけれども、まず一番上の外国漁船操業等調査・監視事業として、県内には36漁協がございますけれども、そのうち28漁協と沖縄県まぐろ漁業協会の29団体でこの事業を実施しております。合計でいいますと793隻、10億9300万円程度の事業を執行してございます。

次に、民間漁業者交流支援事業—これは沖縄県漁業協同組合連合会が事業主体となっております、台湾に行ったり、あるいは交流したりというものを、この基金から支援しております。金額として1630万円を承認しております。

次に、漁業共済掛金助成事業、これは沖縄合同漁業共済組合というのがございまして、その共済に入っていますけれども、その漁業者115名の方々に対して2121万5000円の支援をしております。

次に、漁業経営安定対策事業として、これは利子補給でございます。まず、沖縄県信用漁業協同組合連合会—これは融資機関でございますが、その融資に対する利子補給を13名に2万9000円。それから沖縄県漁業基金協会というのがございますが、これは信用保証を行う団体でございます。ここで融資の際に保証料が発生しますので、その保証料も13名の方に300万円余りを支援しております。漁業経営安定対策事業は合計26名、延べ369万5000円ということになっております。

最後は、沖縄水産物流通促進事業でございますが、これは先ほど申し上げました県産水産物の消費拡大ということで、それによって沖縄県の漁業を元気にしようという事業でございます。3社ございまして、A社とB社は民間です。これは、補助率は2分の1と聞いておりますが、冷蔵施設や製氷機といった機器類を助成する事業でございます。3社合計で3800万円余の事業を承認して執行しているところでございます。

合計で11億7333万4000円の事業として、当該基金において執行しているところでございます。

以上で、補足資料の説明を終わります。

**○上原章委員長** 農林水産部長及び水産課長の説明は終わりました。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号又は陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

仲村未央委員。

**○仲村未央委員** 5ページ、10ページ、12ページ、15ページ、ヤンバルの森にかかわる陳情が数々出ておりますが、そのことに関連して県の処理方針等々も含めてお尋ねいたします。

まず、おとといに判決が出たということで大きく注目を集めています。この訴訟において何が争われて、県としてその判決をどう認識し対応しようとしているのかお尋ねをいたします。

**○金城克明森林管理課長** 去る3月18日に判決が出ました訴訟内容につきまして、概要を説明してから今後の対応についてお答えしたいと思います。

まず、事件名ですが、平成19年（行ウ）第13号違法公金支出差しとめ等請求事件でございます。訴訟の提起日が平成19年8月15日、原告は市民9名、被告は沖縄県知事となっております。

請求の内容としては、この林道についてですが、1つ目に本件事業に関する公金の支出、契約締結、起債手続等の差しとめを求めるもの、2つ目に、稲嶺恵一、仲井眞弘多及び県の職員に対して、本件支出相当額の損害金の請求とこれに対する遅延損害金の賠償請求、この2本が請求の内容となっております。

訴訟に至った経過ですが、まず、原告らは平成19年5月30日に国頭村の林道開設について沖縄県監査委員に対して監査請求を行いました。沖縄県監査委員は、平成19年7月25日に同請求を却下しております。原告らは沖縄県監査委員の決定を不服とし、平成19年8月15日に先ほどの請求内容で那覇地方裁判所へ訴えております。裁判は平成19年10月31日の第1回口頭弁論から始まりまして、平成26年10月29日の第42回口頭弁論をもって結審をしております。

判決の言い渡しが、去る3月18日の14時に那覇地方裁判所でありました。

続きまして、判決に対する認識としては、今回の請求内容が差しとめ請求と損害賠償請求という2本になっておりますので、まず差しとめ請求につきましては、ヤンバル地域における林業と環境保全との調和に向け、県がこれまで取り組んできた内容が評価された判決であり、県の主張が認められたものだと考えております。2つ目の損害賠償につきまして、完成した林道に関する公金支出の違法性は、事業自体の違法性も財務会計行為に関する違法性についても認められておらず、県の主張が認められた判決であると考えております。

**○仲村未央委員** 今後の対応について、この判決がともに棄却となった部分、公金支出の正当性の説明を、今、伺いましたが、その一方で、特にヤンバルの自然に対する調査のあり方、そして今後の事業再開に向けて、再開をするのであればどのようなことが求められると判決は指摘したのか、それに対してどう対応するのかお尋ねをいたします。

**○金城克明森林管理課長** この判決の内容ですが、県は林道建設環境調査委員会というものを平成20年に開催しまして、その取りまとめた報告を県の環境部局、教育庁、環境省の那覇自然環境事務所などへ意見を照会しました。その意見の中に一特に環境省からの意見ですが、5つの指摘がございました。その5つの指摘について、裁判所からこの指摘は当然守るべきであるということと、この指摘を守らずに再開する場合は、当然職権の濫用・逸脱に当たるということが判決の内容でありました。

この5つの指摘のうち、3つについて県は既に検討を行っておりますが、現在、休止中であるために実施していないものが2つあります。1つに、希少野生動植物については、それぞれの種別に調査を行う必要があり、林道整備によりどのような影響を受けているか評価すべきであるという指摘については、休止中であるため現在実施しておりません。もう一つ、希少野生動植物については、それぞれの種別に保全措置の実績等を踏まえて具体的効果を評価すべきであるということにつきましても、休止中であるため現在実施しておりません。

ですから、もし実施するとなりますと、こういった指摘を受けたものについては、それぞれの指摘に向けた対応をしなければ再開はできないと思っております。

**○仲村未央委員** つまり、現状のまま開発を再開すれば、社会的妥当性を著しく損ない、裁量権の逸脱・濫用と評価されかねないという指摘は非常に重いと見えます。この間休止をしているから、おっしゃる2点についてはやっていないということが続いているわけです。そのことをどうするのかということがまさにこの判決でストレートに問われているわけですし、休止するにしても、調査をしないまま放置していたと言われかねないような状態が続いてきたのではないかというように見えます。

そのあたりは再開のめどを持って、残る2つの環境省の指摘に対応しようとしていたのか、する段取りがあるのか。今はどういう現状なのでしょう。

**○金城克明森林管理課長** 現在、休止している林道につきましては、ヤンバル地域の森林というのは希少な野生動植物が生息、生育しておりますので、自然環境との調和を図ることは重要だと我々も認識しております。

それで、平成25年10月に策定しましたヤンバル型森林業の推進の施策方針におきましても、今後の路網整備については既設の路網を活用し、環境に配慮した必要最小限の路網を整備するという方針を掲げております。

さらに、現在、休止している林道については、ヤンバルの世界自然遺産登録に向けた取り組み状況も勘案しながら、地元や関係機関とも調整して、今後は判断していきたいと思っております。

**○仲村未央委員** 少しわかりにくいのは、再開するのか中止するのかの判断と、今言われている指摘に対応するということが、どちらもやらないと—その調査があって、ヤンバルの森のありようを検討することがあって、中止もしくは再開ということも判断されるのではないかと思うのです。そういう意味では、今指摘されるような、環境省から既に出ているようなことに取り組みなければ、むしろ林道の今後のあり方も見えてこないのではないかと思うわけです。

それはいつするのか、その判断の時期も。その判断に伴って、あるいは先立って行われるべき調査というものを、いつしようとするのか。そこはいかがでしょうか。

**○金城克明森林管理課長** 判決が出たのが一昨日のことです、これにつつま

しては先ほども述べましたとおり、世界自然遺産の登録の話、実はエリアなどは我々はまだ知りません。決まっておきませんので、林道をどのように整備するのかという位置も確定できない状況にあります。もし林道が再開できるとなりましたら、当然環境省が意見を言うております調査などを実施しなければならないのですが、この実施時期云々につきましては、ヤンバルの世界自然遺産登録に向けたエリアの確定や、今後、地元との調整を受けながら、関係機関も含めて判断したいと思っております、いつ調査をするなど、そういったことは今のところは考えておりません。

先ほどの環境省からの指摘で5つありますと説明しましたが、行っていないものは2つと言いました。実はあとの3つは既に実施しているものと、現在検討を行っている部分もありますので、それを紹介させていただきます。

相手方の環境省からの指摘事項としましては、林道の公共性、公益性を評価するとともに、作業道などの恒久的な施設を整備しない手法も検討すべきではありませんかということにつきましては、作業道の敷設試験につきましては、今、試験を実施しております、作業道の構造や経費についての検討を行っているところです。2つ目は、林道整備だけではなく森林施業の影響についても評価すべきではないのかということにつきましては、過去の伐採収穫地の環境調査や伐採試験等を、現在、影響の調査を実施しております。それから既存の林道の現状を評価し、当該路線の影響を評価すべきではないのかということにつきましては、既設林道4路線を対象にしまして、平成25年度に林道沿いで1回目の環境調査を行っております。

**○仲村未央委員** 先ほどの答弁の中で、エリアが確定していないということがありました、それを確定するのは誰がいつするのか、どのようになされるものなのかお尋ねいたします。

**○比嘉貢自然保護・緑化推進課班長** 先ほど森林管理課長からお話がありましたように、今、ヤンバル地域につきましては世界自然遺産登録を目指しまして、国立公園化の指定が必要だということで、国立公園化の指定について作業が進められております。具体的には、管理者は環境省になりますので、環境省で国立公園の公園区域について決めていくこととなりますが、その前提としまして、まず国立公園のエリア、ゾーニングにつきましては地元と那覇自然環境事務所と環境省が案を示して、地元と具体的なエリアの範囲について調整が進められております。そういった調整を踏まえた上で、最終的には環境省において国立公園の指定がなされるという手続になっております。

○仲村未央委員 そういったゾーニングなりエリアなりが確定してこないと、森林管理課長がおっしゃるような調査が難しいということになるのですか。

○金城克明森林管理課長 先ほどの調査は、林道を再開するという前提で調査を行うと我々は思っておりますので、エリアが確定しない中で再開前提での調査は行えないものだと思っております。

○仲村未央委員 いずれにしても、環境部の自然保護担当と森林管理の林道開発をする部分の連携がないと、どちらも進まないというか、お互いの緊張関係もあるのですが、協力をしていく段階なのかという感じはします。

14ページの陳情処理方針の中に、ランクⅠ、Ⅱというものが多く占めている地域にあって、保全と利用が両立する森林保全のあり方について検討していく必要があると考えていると出ています。

これは沖縄21世紀ビジョンにも示されていたと思っておりますが、自然保護区なりサンクチュアリとか聖域、そういった部分をどう県として定めていくのか。県としての取り組みというものは、実際このような連動の中で全部国がやっていることなのか、県としても具体的に保全と利用が両立する森林保全のあり方、これは誰が考えているのか。双方でそれぞれが考えるのか、どちらかが所管を持ってやっているのか。どういう流れになっていますか。

○金城克明森林管理課長 我々、森林管理課はヤンバルの森の利用と保全の両方から考えるために、ヤンバル型森林業という施策方針をつくらせてもらいました。そこには守るべき森林、利用できる森林とエリア分けをしております。それを作成するに当たっては、国、県の環境部門、自然保護団体なども含めて、地元の林業者、市町村含めてその方針を策定しております、ある一定のルールをつくっております。

○仲村未央委員 自然保護の立場からの取り組みも、今の視点でありますか。

○比嘉貢自然保護・緑化推進課班長 ヤンバルの森につきましては、今回の本会議等でも答弁させていただきました。ヤンバルの森は極めて多くの固有種もありまして、生物の多様性に富んだ非常に重要な地域だと認識しております。その一方で、ヤンバル地域におきましても林業が行われている地域でもありますので、自然環境の保全とその利用をバランスよく推進すべき地域であるとい

うのが、あそこの地域の特徴だと思います。

そういった中で、ヤンバル地域で進めようとしております一つの目指す方向として世界自然遺産登録ということで、それに向けての保全の仕方として国立公園という形できちんと法的担保措置が必要だろうということで進めております。国立公園につきましては環境省が中心ですが、これを守っていくのは当然地元や県、ヤンバルの市町村でもございますので、地域と一体となつてうまくバランスをとりながら進めていこうと。

そういった意味で、環境省においても地元の意向も酌みながら、保全と利用のあり方も含めて国立公園のあり方について、今、地元で取り組みが進められておりますので、我々も連携して森林管理課や県の中でも相談しながら、一緒になって取り組んでいるところであります。

**○仲村未央委員** 言っている理念というか方向性はわかるのですが、もう少し具体的に、例えば条例やそのレベルで基準を厳格化していくとか、具体的な方策というのは、もう少し踏み込んだものは何かありませんか。ヤンバルの森をどう守っていくかということは、国立公園化に向けて国の主導でやっていることかもしれませんが、実際に守る現場はその地域であることを見れば、それは沖縄県の主体的な業務としても、そこは条例レベルに落として基準を厳格化していくとか、上乘せしていくとか。そういった取り組みが期待されていると思いますし、それは皆さんの姿勢としても明快ではないかと思っています。ところが、今言うような具体的な作業の中身が抽象的に聞こえてくるものだから、もっと具体的に何を取らされているのかということはないのでしょうか。

**○比嘉貢自然保護・緑化推進課班長** 私は自然保護・緑化推進課で公園を担当しております、本陳情の案件に関しまして参加しております。委員の御質疑の中のそういった希少種等の保護などについては当然我々の課で所管しておりますが、課長も同席しておりませんので、私からきちんとしたお答えはできない状況であります。いずれにせよ、公園の担当としてこちらでお答えできます範囲としましては、当然希少種等の保護にさまざまな取り組みが必要だということは認識しております。今、国立公園化の進め方とあわせて、そういった保護対策等について、今後検討していきたいと思っております。

**○仲村未央委員** それ以上は出てこないようですが、いずれにしても世界自然遺産登録を目指していく、国立公園化をしていくという話と、それを前提にし

ながら林道のあり方も見直していく。見直し、もしや中断という可能性も排除されないのか。そこはどのような見直しを持っているのかお尋ねいたします。

**○山城毅農林水産部長** 課長からも説明がありましたが、我々としては今回の裁判の結果を受けまして、ヤンバル型森林業の推進ということでゾーニングをして環境に配慮していくと。今後、国立公園あるいは世界自然遺産の登録に向けては必要ということで、関係する自然保護団体や行政の環境部局も入れて、お互いで膝を突き合わせてゾーニングをやって、ある程度めどはついてきた。そこを進める中で、もう一方では皆伐のあり方などもありますので、林業として環境保全に合ったやり方というものも今後やる必要があるだろうと認識しておりまして、今後の林業、林道のあり方についても、そういう関係する機関、地元の国頭村、国とも意見交換や連携しながら、環境に配慮した林業・林道の取り組みができるような方向で、我々はまた検討していきたいと考えております。

**○仲村未央委員** お尋ねしたいのは、方向性としては世界自然遺産登録を目指したいという県の姿勢があるわけですね。ヤンバルの森の貴重さは繰り返し表明されているわけです。そういう意味で林道のあり方そのものが問われて、この裁判の中でも再開するのであれば、その部分も含めて検討なしには進めないということがありますので、その見直しは当然のことながら農林水産部長がおっしゃる視点での見直し、地域におけるゾーニングというものも当然見直しの中に入ってくるのでしょうけれども、その上で国立公園化、世界自然遺産を目指そうとするのであれば、ある意味ではその事業の中断や中止、そういったことも検討の中から排除しないという姿勢なのかということを知りたいわけですね。

**○山城毅農林水産部長** 当然、今回の裁判の中で裁判官が言った意味を我々も理解しておりますので、そこをしっかりと守りながら、今後、検討していくという姿勢はしっかりと持っていきたいと思っております。委員のおっしゃった意味も含めて、その全体の中で議論しながら、将来に向けて対応していきたいと考えております。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 陳情平成25年第107号に関連しますが、竹富町の小浜製糖が操業を打ち切るという報道がけさの新聞にありました。まだ残っていますが、操業をやめますという新聞報道について何か把握していますか。

○西村真糖業農産課長 小浜島の製糖につきましては、当初見込みより開始が少しおくれたものですから、その時点で25日までということ、打ち切るということよりも、そういう予定で進めてきたと聞いております。若干刈り残しが出そうだという見込みがあるということで、管理者であるJAで延長を含めて検討していると聞いております。

○砂川利勝委員 結果的に、労働力が不足しているという現実ですね。ハーベスターや集中脱葉機という要望があり、糖業農産課長からはいろいろ話を聞いてはいるのですが、与那国も援農隊が廃止と。こちらも人材確保が難しいという中で県の考え方というのはどうですか。

○西村真糖業農産課長 おっしゃるとおり、高齢化、人手不足ということで機械化を推進することが基本的な県の立場でございます。含蜜糖地域につきましては、御存じのとおり黒糖の品質の問題等もありまして、すぐハーベスターというわけにもいかないことがございます。一方で、手刈りのための集中脱葉施設の導入についても、規模等によって利用料金が導入可能かどうかということもございまして、現在、市町村等とどういうあり方がいいのか相談しているところでございます。

○砂川利勝委員 ことしもこういう事態になったということで、早急な対応が求められていると思うのです。実際、今から課題として検討していくという段階ではもうないのです。年々厳しくなっていくのが現実なのです。それでもって製糖工場をつくって、生産量をふやそうという中で、そういう機械化も真剣に考えていかないといけない状況にきている中で、私は来年度や次の年でもいいのですが、それぐらいまでに導入していかないと、全てがだめになってしまうと思うのです。生産額も落ちてくるだろうし、農家も向上できないという事態に陥ると思うのです。研究していくことは結構ですが、具体的な話をしていただけないかと思うのですが、どうですか。

○西村真糖業農産課長 小浜島につきましては、今、刈り倒し機が1台入ってございます。能力的にはかなりあるのですが、刈り倒した後の処理で少し人手

不足というのは実際ございます。ですので、そのあたりの対応については、おっしゃるとおりすぐ次どうするかという問題もありますが、長期的に見て、例えば刈り倒し機をもう一台入れるという方法もありますが、そうした場合の人手不足や高齢化というものはすぐには解消できませんので、ハーベスターも含めた対応を検討する必要があると思います。

○砂川利勝委員 含蜜糖ですので、ハーベスターを入れると品質的なものが厳しいということも聞いているのです。そうすると、脱葉機しかない。集中脱葉機の方向性がいいと思うのです。生産農家からも脱葉機を入れてくださいという要望はあるのです。町に対しても何度も働きかけをしています。しかし、方向性が決まらないという中で、早急な対応をぜひともやっていただきたい。難しい話ではないですので、ぜひ対応していただけないか、もう一度答弁してください。

○西村真糖業農産課長 早急な対応が必要だと思いますので、役場含めて地元と調整していきたいと思っております。

○砂川利勝委員 竹富町役場から相談はありますか。

○西村真糖業農産課長 相談を受けてやっているところでございます。

○砂川利勝委員 次に、国営の土地改良の件ですが、工事に着手しましたという新しい文言が入っております。どう事業が始まったのか説明してください。

○仲村剛村づくり計画課長 国営石垣島地区ですが、陳情の経過処理方針でも書いてありますように、既に法手続は全て完了しておりまして、国におきましては今年度の予算を執行する上で必要な測量試験、一部工事発注に向けて、その作業はしているとは聞いてはおりますが、具体的にどの業務、工事を契約しているという情報はまだ把握できておりません。予算については既に執行できるということで、前々から準備はしてお聞きしておりますので、その方向で既に執行がなされているものと理解しております。

○砂川利勝委員 国営がスタートしていく中で、県営事業もありますよね。県営事業はどうですか。

○仲村剛村づくり計画課長 県営は、国営の法手続が終わらないと着手できないという事業ではございませんので、既に関連づけられる事業につきましては、継続中の地区は継続して事業を進めておりますし、新規事業につきましては国営の進捗におくることがないように、今後の採択等について地元の土地改良区、石垣市とも連携しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

○砂川利勝委員 県営は道路工事や農道関係ですよ。酸性土壌のパイナップル農家あたりから同意が余り得られていないという話を聞いたのですが、工事の方法はあるのですか。

○仲村剛村づくり計画課長 委員がお尋ねした道路の件については、私の手元には資料がございませんけれども、国営石垣島地区の関連事業として資料がある中では、かんがい排水そのものの散水施設やそのための管路であるという事業の部分とそれに必要となる区画整理事業、この2つの事業を合わせて約480億円。対象となります事業につきましては、水利施設整備事業、以前は県営かんがい排水事業と呼んでいたものと、農地整備事業、以前は県営畑地帯総合整備事業と呼んでいたものです。それにあわせて市町村の土地改良区などが事業主体となります農山漁村活性化対策整備事業、以前の名称では農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業ですが、この中に委員が御質疑されています道路についても入っているかと思いますが、具体的に回答できるような資料を持ち合わせておりません。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 陳情平成25年第51号の日台漁業の関連ですが、日台漁業協定の関係で漁船間4海里の同意が得られなかったということがある中において、一定の前進があったという話でありましたが、その中で特別協力水域、久米島西方ですが、そこは台湾の網が制限されたことによってメリットがあるという話をしておりましたが、もう一回、特別協力水域における沖縄の漁業者のメリットを説明していただけますか。

○新里勝也水産課長 先ほどの図面の中で、上半分左側の赤く塗られている部分がありますけれども、そこでは資料の5ページに具体的に書いてございます。特別協力水域における操業方法、別紙となっております。

この中の北緯26度以北の中で投縄方向は起点から西向きとし、投縄開始時間は5時から6時とする。ただし、5月1日から7月31日までの間は台湾漁船が夜間に仮に西から東に向けて投縄する場合には、東経125度40分まで投縄することができるが、当日、日本時間で午前9時までにこの水域内における揚げ縄作業を完了させ、日本漁船の操業に影響を与えてはならないということがうたわれています。

もう一つは、台湾側が優先的に使えます南側半分の右側に赤く塗られている部分がありますが、そこが同じ5ページの下にある5番目、2015年5月1日から7月31日までの間は、本水域の東限線、東経126度の線から西側に5マイルの水域内においては、小型漁船の操業に配慮し、はえ縄漁船は可能な限り投縄を行わないこととするという文言が入っていますので、ここではえ縄はできなくなると。逆に言うと、本県のソデイカ漁業あるいは集魚灯のマグロー一本釣り漁業が優先的にできるスペースが確保できたという、これが沖縄にとっては一番メリットと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 今回2015年で決めたところの追加部分については、赤い箇所について台湾側が入れないという説明ですか。

○**新里勝也水産課長** そうです。

○**崎山嗣幸委員** 前回と今回変わった部分で、水産課長が説明した部分については沖縄の漁民にとってメリットがあるのではないかとということですが、新聞報道等でここを主に使われている久米島漁協の組合長あたりのコメントがあるのですが、そういうところがあってもほとんどメリットは見られないと。これは実際、漁をやってみないとわからないというコメントをしておりますが、この特別協力水域での前回と比較しての漁業のメリットというのは、どちらかというと漁獲高、この特別協力水域を使っている皆さんがどう変化したかだと思うのです。ここにおける前年度の実績と今後の方向性についての見方ですが、八重山の三角形のところは何回か出ていますが、特別協力水域に対する前年度から今年度にかけての物差しというか、どう変化するかについての漁獲高の推移ですが、こういった実績と方向性を推測できますか。

○**新里勝也水産課長** 久米島漁協の組合長が厳しい評価をしていることは承知しています。先ほど説明しました特別協力水域の南側で小型船が作業できるようになることについて、久米島から少し遠いので余り恩恵はないという評価を

されていると考えております。昨年とことしのルールと比較で、どの程度操業実態が変わるかということですが、はえ縄漁については去年とことしについては余り変わらないと考えておりますが、ソデイカ漁業やマグロー本釣り漁業については操業しやすくなると考えておりました、それについては操業の実績を注視していきたいと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 今言った特別協力水域における漁獲高の調査ができる方法はないのですか。例えば漁業協同組合ごとに一久米島漁協が使っている水域ではかることができるのか。

○**新里勝也水産課長** 昨年も少し主な漁協に対してアンケート調査を実施しまして、操業実績を把握しているところがございますが、それに加え水産海洋技術センターでとっているデータを集めて操業実績を経年的に比較して、どの程度の影響があるのかについては検証してみたいと思います。

○**崎山嗣幸委員** まだ実績は調査されていないということですか。

○**新里勝也水産課長** 今回のルールは、4月以降クロマグロ時期に始まるものなので、4月から7月間の操業状況を見て検討したいと思います。

○**崎山嗣幸委員** 先ほど、はえ縄について変化はないだろうと、ソデイカとマグロー本釣りの漁獲高については上がるだろうという答弁でよろしいでしょうか。

○**新里勝也水産課長** そのように考えております。

○**崎山嗣幸委員** 我々経済労働委員会が視察したときに、久米島の若手漁業者が、「せっかく漁船を買ったけれども、日台漁業協定によって相当希望が失われた。」というショッキングな話もしておりましたが、協力水域によって久米島漁協なり、そこに希望を持っている皆さん方にどう影響したかについて、やはりわからないと、若手漁業者がせっかく船を買って漁をするときに希望が持てないと大変なことになりますので、ぜひ、今、課長が言った水産海洋技術センターでも構いませんので、この変化というか、最近の特別協力水域における漁の実態、変化について早急に実態調査をして、今言われている部分についてルールが効果が出るということを含めて、示してもらいたいと思っております。

す。そうでないと、ただこの協力水域が時間帯や台湾漁船に早目に制限を設けたからメリットがあるという意味では、なかなか納得しないと私は思うのです。結果が出されて初めてここに漁に行けた、水揚げがあったということがないと、今のままの評価では漁民は納得しないと思います。そこを含めて実証してもらって、結果を出してもらいたいと思います。

それから、八重山北方三角水域ですが、ここも従来、水揚げ高はそう変化していませんが、台湾側からすれば三角水域の水揚げが3倍になっているとみずから語っていました。そういった矛盾というか、こちら側の漁業者はそう大して変化はないが向こうが上がっているという意味では、こちら側の漁民がそこでの漁ではなくて、外でとっているかもしれないということがあるのですが、従来とっている八重山北方三角水域の水揚げに対する皆さんの見方はどうですか。

**○新里勝也水産課長** 当該水域での昨年の漁業実態としましては、水域が狭いということと、台湾漁船が集中しているということで、操業を自粛せざるを得ないということがあったようです。それに加え、先島の南のクロマグロ漁場がよかったということで南のほうに集中したという2点で、当該北方水域での漁獲量が下がっていると聞いております。

**○崎山嗣幸委員** 今回、皆さんがルール化された「日本は昼、台湾は夜」という合意が前進だと評価しておりますが、この水域拡大による沖縄漁民の皆さんのメリット、4月にかけての漁獲高は当然そこも上がるだろうという想定ですか。

**○新里勝也水産課長** 当該地域を一番よく利用しているのが八重山漁協のマグロはえ縄の方々です。昨年3月に八重山の漁業者も一緒に台湾へ行きまして、そこで昨年合意した通報のやり方などが難しいということで業者間で意見交換する中で、昼夜交代で操業することも実験的にやってみようということが業者の中で合意されまして、昨年一部実施されトラブルなく操業できたことを踏まえて、今回の交渉の中で業者同士で再度議論して、今回は政府間の合意の中に正式に入れ込んで、来るクロマグロの漁期にやってみようということで、合意に至ったと聞いております。したがって、今期、八重山の漁業面積が少し大きくなったということもございますし、ここでの操業が昨年よりは、さらにふえるのではないかと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 知事もコメントしておりましたが、一步前進しているという話もありましたが、皆さんの日台漁業協定におけるルールの交渉で、こちらにメリットがあったり進歩するという段階における基準点ですが、従来、沖縄県民は頭越しに協定を結んだということで撤廃を求めたと思うのですが、皆さんが段階的に戻していこうというこの基準点は、どこを基準に前進なのかという判断基準ですが、特別協力水域とか八重山北方三角水域等の撤廃なのか、あるいは台湾の暫定執法線の関係で日本の経済水域に台湾漁船を入れたわけですよ。そこから出していくという基準で皆さんが前進しているとか、将来どういう方向にもっていこうとしているのかについて説明をお願いします。

○**山城毅農林水産部長** 我々としても、漁業団体としても一番最初に要請を行ったときに求めているのが、八重山北方三角水域の撤廃、特別協力水域、久米島西の2カ所を返していただきたいというのが基本的な線でございます。それに向けてどういう前進があったかと申し上げますと、三角水域は去年に比べて新しく拡大できたというところと、与那国島に近い小さい三角も確保できています。これは次年度に向けて、再度ここと結びながら徐々にそこを広げていけるという意味では、三角水域が我々の操業に有利にできるような方向で対応できると考えております。

○**崎山嗣幸委員** 台湾の暫定執法線についてはどう考えていますか。

○**山城毅農林水産部長** 三角水域の境界の執法線の話かと思いますが、そこから下のほうは従来漁業者の皆さんもだめですよという主張ができていますので、そこはしっかり守っていききたいと。そこから下の三角地については返していただきたいというような主張でございます。

○**崎山嗣幸委員** どちらにしても従来言われているように、台湾が言っている暫定執法線の海域については認めているわけではないので、南方方向まで含めて台湾漁船を侵入させてはいけないということで警備を強化すると言っているので、そこを取り締まらなないと、台湾側はそこも含めて主張しているわけでしょう。そこはしっかり守るということを県もやってもらいたいと。私はそういった意味で聞きましたので、基本的なところは特別協力水域も三角水域も返還してくださいと。そして、暫定執法線も含めてやっていかないと、将来この海域はほとんど台湾漁船の中心的海域になるのではないかとされるので、そこをしっかりと主張してもらいたいと思います。そういうことで、水産課は頑張っ

てもらいたいと思います。

それから T P P ですが、24ページの陳情平成25年第50号の2ですが、平成27年1月7日に糖価調整制度を撤廃されたら困るということで国に要請したということですが、T P P 交渉自体が、現在、大詰めを迎えていると言われておりますが、沖縄の基幹産業、サトウキビが中心になっている離島などが極めて打撃を受けると言われていて、先ほど農林水産部長は副知事も含めて要請に行ったと言われております。実際は農林水産部長が言われた糖価調整制度がなくなったら、沖縄の農家は極めて大変な時代になると聞いているのですが、要請に行って、T P P の進捗によって対策はどういう方法があるのですか。

**○山城毅農林水産部長** 新聞報道等、あるいは議員方とのお話の範囲にしかないのですが、砂糖については、どちらかというとも米国の守りたいとしている状況がございまして、それについてはどちらかというとも議論の対象にならないのではないか、大丈夫ではないかと我々は常に情報としてございまして。一方、厳しい状況に置かれているのは、豚と肉用牛についての関係が新聞等に出てくるわけがございまして、そういう意味からすると、砂糖については現時点では維持できる方向で行くのかなと見ておりまして、万が一そうなった場合には、その制度がなくなった場合には大きな打撃を受けることは我々も承知しておりますので、今後の動きを注視しながら対応していきたいと考えております。

**○崎山嗣幸委員** 県内の砂糖の減少額は197億円と言われていましたが、サトウキビそのものの影響額について、今言われている糖価調整制度がなくなった場合は積算されていますか。

**○山城毅農林水産部長** 現在の調整金の収入で約560億円ございまして。この制度がなくなることによって、調整金が入らなくなるという部分が1点ございまして。また、沖縄県のサトウキビに対する影響額を見ますと、平成20年度の生産額を見た場合197億円の直接的な影響が出てきますし、それが地域に及ぼす影響が4倍ございまして、それを加えますと800億円ですから約997億円の影響が出てくると考えております。

**○崎山嗣幸委員** T P P に関連する陳情の中で、サトウキビ生産者の経営も含めて陳情が上がっているのですが、関連してサトウキビの生産高が従来から比べて今回上がるのではないかと予測されているようですが、新年度上がるという生産額は、どのくらい見込んでいますか。

○西村真糖業農産課長 生産見込みを11月時点で約73万トン程度見込んでいました。その後、操業が進んでおりまして、少し下方修正になると思います。

○崎山嗣幸委員 この製糖の生産高が不安定な時期から安定して、今、言われている要因、この間国・県の病虫害対策やいろいろなサトウキビの増産基金という経過をたどってきたと聞いておりますが、ここは皆さんのサトウキビ生産高が安定した、上昇していくこととTPP導入との関係、サトウキビ生産の安定、皆さんが努力して病虫害対策、機械化促進をして生産農家や工場も含めてやっていくけれども、TPPによって糖価調整制度もなくなったり、打撃を受けて将来展望が見えなくなると思うのですが、サトウキビへの支援を含めて、TPPとの関係は相当深刻な問題があると思うのですが、ここは同じように継続してサトウキビの生産額が上昇していくという意味では、同じ方向に向かっていくということによろしいですか。

○山城毅農林水産部長 県の中では沖縄21世紀ビジョンで明確に10年後を目標に掲げておりまして、サトウキビについては増産プロジェクトということで個別の目標も定めております。そういう意味では、将来的には80万トン、90万トンはぜひ確保したいという意気込みで、今、取り組んでいます。離島にとっても、サトウキビがなければ島そのものがもたないという状況になりますので、TPPの中でも、それをしっかり守ってもらえるように対応していきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 陳情平成24年第162号、ヤンバルの森における森林皆伐との関係ですが、沖縄県は、先ほどから話が出ておりますけれども、生物多様性豊かなヤンバルの森を保存して国立公園化しよう。そして世界自然遺産登録を目指していくという方針を県として出しているわけです。今度のヤンバルの森林訴訟の判決の中身を見ても、現状のままで皆伐を再開すれば、社会的にも妥当性を著しく欠くことになるとも言われておりますけれども、この判決内容からしても、私は休止している林道事業については再開すべきではないと思うのです。これについては具体的にどうでしょうか。

○金城克明森林管理課長 先ほども述べましたけれども、ヤンバル地域の森林については我々も非常に大事な地域だと認識しております。沖縄21世紀ビジョンにおいて世界自然遺産の登録を目指すことも承知しております、それに資するためにも我々はヤンバル型森林業というものを方針として掲げさせていただきました。その中には、守るべき森林、利用すべき森林、林道のあり方、伐採のあり方なども細かく決めたところでもあります。現在、休止中の林道事業を中止すべき云々という話は、我々もやるべき調査云々というものが先ほどありましたので、それをしなければ再開できないというのは承知しております。ただ、我々としましては、今後の国頭における林業—これも一応産業でございますので、そこは守りながら使えるべきところは使い、そして保存すべきところは保全するという両面からやっていきたいと思っておりますので、林道事業の再開につきましては、今のところ直ちに再開することは考えておりませんので、今後、世界自然遺産のエリア分け、国立公園がまだどこになるかもわかりませんので、その間は林道事業は再開はできないものと思っております。

○玉城ノブ子委員 先ほどからその流れについて聞いてはいるのですが、今度の陳情の中でも指摘されているのですが、やはり皆さん方が施業区域とかいろいろ分けて考えていくと言っておりますけれども、一部皆伐ではないかといわれるような区域で進められるのではないかということで、ヤンバル型森林事業、この中でも危惧の声が上がっています。そういう意味では、県が生物多様性豊かなヤンバルの森の世界自然遺産登録を目指していこうという目標を出しているわけですから、ぜひそこに向けて森を保全して、世界自然遺産登録を目指すための事業を私は推進していくべきだと思います。特に、県営林の皆伐については中止をするという方向性は、ぜひ出していきたいと思いますが、どうでしょうか。

○金城克明森林管理課長 ヤンバルの県営林の皆伐についてお答えします。ヤンバルの県営林、これはヤンバル3村の中には県営林がございまして、国頭村と東村にあります。大宜味村にはありません。県営林の皆伐の取り扱いにつきましても、先ほど述べさせていただきましたヤンバル型森林業推進の方針の中で、皆伐をしない区域、そして1ヘクタール未満の区域、500ヘクタール未満の区域ということで、500ヘクタール未満にしましても、可能な限り小面積でさらに分散化するという方針に沿って施業をさせて進めることとしておりますが、現在のところ国頭村と東村における県営林につきましては、世界自然遺産の登録に向けた取り組みなども勘案しまして、皆伐の実施は行っておりません。

林道のときにもお話をしましたが、このエリアが確定するまで、そういった皆伐云々の施業については控えることとしております。

**○玉城ノブ子委員** 私は、ぜひ県営林の皆伐はやはり中止すべきだということを指摘しておきたいと思います。

農協改革に関する陳情ですが、国が進めようとしている農協改革の概要について、皆さん方は説明できますか。

**○崎原盛光農政経済課長** 政府から示された農協改革に関する法制度の骨格のポイントを申し上げます。新聞報道にも出ておりますが、全国農業協同組合中央会—全中と言いますが、そちらの社団法人化。2つ目に、公認会計士による監査を農協に義務づけると。これは貯金高200億円以上の農協が対象になります。3つ目に、理事の過半数を認定農業者経営のプロとすることを求める規定を置くこと。4つ目には、農協が株式会社へ組織変更できる規定を置くこととなっております。

**○玉城ノブ子委員** 私は、これは一つ一つ問題だと思っているのですが、例えば全国農業協同組合連合会—全農を株式会社化すると。全農は全国的な共同売店を担っているわけですね。独占禁止法の適用除外にもなっているわけです。株式会社化をしたら、この適用除外が当然外されるわけです。共同売店の競争状況を対等にするためのルールとして国際的に認められている制度になっているのです。それを日本だけ潰せという流れになっていくことになるのです。生産農家を守ってきた、相互扶助の組織を民間企業化するわけですから、そういう意味では農家同士で熾烈な競争をさせて、これで農業、農協が成り立っていくのか、これがどうして改革なのかと思うのです。こういうことになったら、農業そのものが潰れていくことになるのではないかと考えるのですが、どうでしょうか。

**○崎原盛光農政経済課長** ただいま言いました全農等の株式会社化については、現在言われているのが株式会社にしなさいという命令ではなく、全農がどちらか選ぶということで、直ちに全農が株式会社になるということではないと思っております。

**○玉城ノブ子委員** ですから、そういうことができるようになるという流れに持っていこうとしているからこそ問題であるわけです。規制改革会議で何を要

求しているかという、農協から金融・共済部門を切り離すということも改革会議の中で提案している。今、農協が担っている金融部門、そういう部分についても全部市場に開放しなさいということではないですか。そういうことになると、農協そのものが本当に成り立っていかないことになるのです。それが農協改革なのかということです。今回はここでも指摘されていますが、見送られている准組合員利用を制限しろという要求までしていたわけです。今回は5年間の推移を見るとなっていますが、これが実行されることになると、離島県である沖縄の離島の農協はみんな潰れていくこととなります。これをそのまま許していいのかどうかということです。県としてそこら辺はきちんと見きわめて、国に対してこういう農協改革は問題だと意見を上げていくべきだと思います。

**○崎原盛光農政経済課長** J A 沖縄では、現在、組合員の半数以上が准組合員となっているという現実があります。利用規制の導入は、農協事業及び離島・過疎地域の住民生活に大きな影響があるということで、国に対してもこれまで全国知事会、もしくは九州地方知事会なども通して非常に慎重にすべきだと意見を言っております。この細かなところの理由では、J A 沖縄の収益のほとんどが信用や共済事業により賄っておりまして、農業事業、営農とか農産物販売や加工も含むのですが、ここは大幅な赤字になっております。これを信用・共済で補っているということです。准組合員の利用規制を導入すると、農協の各事業の利用が当然減少することになりまして、組合の運営に支障が出まして農業事業も大幅に縮小するということです。もう一つは、J A 沖縄は離島を抱えているので、黒糖工場が5つあります。8つの家畜市場も持っております。離島地域では、信用事業の窓口やAコープ店舗も持っておりますので、准組合員の利用制限は非常に大きな影響になりますので、国に対して大変慎重に検討すべきだということは、これからも言い続けることだと考えております。

**○玉城ノブ子委員** 今度の農協改革で大問題だと思うのは、共同組合である農協自身の意見を聞いていない。農家の皆さん方の意見も聞かない。現場の皆さんの意見を聞かないで、一方的にこれが農協改革だと。国からすればこれが改革だということで、押しつけてくるそのものがやはり大問題だと思います。農家の皆さん方からいろいろな意見が上がっているわけです。この農協改革の中身でいえば、とても納得できないという意見も全国から上がっているわけです。問題は幾つも出ているのです。これが成立してしまったら、それこそ沖縄の農協も潰れていくことになりかねない事態だと思うのです。県として、国に対して農業者の立場に立って意見を上げていくことが必要だと思うのです。

○山城毅農林水産部長 確かに今回の農協改革につきましては、昨年6月に規制改革会議の評価が大変厳しい内容で提起されました。全国的にも、各都道府県含めて厳しいということで、我々としても全国知事会や九州地方知事会を通して連携しながら申し入れをしていたところで、JAの自己改革というものも出しています。自己改革で押し寄せてきて、今の状況になっています。ただ、一番心配されるのは、5年後の再度見直しというところが我々も気になるところでございますので、それについては九州地方知事会と連携しながら、これは国の制度になりますので、県でどうにかなるものでもありませんので、各都道府県や九州地方知事会あるいは全国知事会とも連携しながら、しっかり国へ申し入れをしていきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 サトウキビについて、今期の生産は農家から聞いても運送業務全搬から聞いても、見積もりより生産高が悪かったと言われておりますが、実際どうですか。

○西村真糖業農産課長 おっしゃるとおりです。県でも11月時点で見込みをしていますが、その時点で約73万トンくらい見込んでおりましたが、操業が進んでおまして、聞くところによると少し下方修正が必要かと思っております。今、集計中ですので、どのぐらいというものは言えないのですが、そういう状況でございます。

○新垣哲司委員 製糖終了が来る25日までですよね。あと1週間ぐらいですね。台風でもない、糖密度も低いということで、原因は何だろうと農家のみなさんは、一生懸命やっている方々は頭をひねっているのですが、県としてはどう把握していますか。

○西村真糖業農産課長 その辺も委員のおっしゃるとおり、現在、聞き取りをしているところですが、考えられることは10月の台風。台風自体の被害はそれほどなかったと思っていたのですが、地域によっては塩害ですとか、折損があったかと思えます。少し現場の話を聞くと、夏場の日照不足等もあるかと。今の時点では詳しいデータは収集できていませんので、今後詳しく分析していき

たいと思っております。

○**新垣哲司委員** 製糖工場の皆さんは引き続き稼働していくと。甘蔗糖企業をしっかり守っていくというのですが、先ほど波照間島、竹富町では製糖工場の小さなところは閉鎖していくと。これは離島においてあってはならないことだと思うのです。まだはっきりはしていないのですが、本島においても翔南製糖、中部製糖、北部にもある3件が統合しようという意図なのか、一番大事なことは生産者です。生産者の立場になって判断しないとイケないと思っております。その点について、将来そういう形になるのですか。

○**西村真糖業農産課長** 県では具体的な話は聞いておりません。県としては、引き続き生産者が不利益をこうむらないようにしっかりと支援していきたいと思っております。

現在、本島の分密糖工場としては2社、もう1社の北部製糖は原料を引き取って加工しているということでございます。

○**新垣哲司委員** 情報というものは大事ですので、しっかりこの辺も把握して検討してくださいと要望しておきたいと思えます。

交付金がなくなったら、沖縄の農業というもの一特にサトウキビは1万6920円、これがなくなったら沖縄の農業は全滅です。TPPはそのまま進めておいても、これがないと将来10年間と皆さんそう言っていますが、沖縄の農業というものは、サトウキビをつくって肥料をまいておけばできるのです。ある意味では、そんなに農地が肥えていなくても作物はできるわけです。基幹作物なのです。これを継続するためには、しっかり今までのを確保しなければならないと、皆さんにとって大事なことだと思っております。10円、20円といっても農家にとっては大変な金額になるのです。そういう意味で、引き続き来年度に向けて価格が安定できるようにしっかり頑張ってくださいと。最後に農林水産部長をお願いします。

○**山城毅農林水産部長** 委員おっしゃるように、サトウキビの原料価格というのは、交付金制度がなくなると砂糖にして販売しているものだけになりますので、それについては製糖工場と農家が約半々ずつでもらっていますので、実質的に6000円くらいの収入にしかならないことになりますから、そういう意味では交付金の維持は大事なことだと思っております。

継続できるように、県としてもしっかり国に要請なり訴えていきたいと考え

ております。

○**新垣哲司委員** 経営できるようにということで、今言うハーベスターが非常に必要なのです。農家が申請をしてもなかなか思うように予算がつかない状態になっておりますので、必要に応じてハーベスターを、申請がある場合には即できるように対応をしていただきたいということをお願いして、終わります。

○**上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○**座喜味一幸委員** 沖縄県離島振興協議会から出ている陳情平成25年第50号の2、下地島空港残地の農業的利用ゾーンの問題ですが、前から処理方針では農業的利用ゾーンとして国営受益地編入の可能性について詰めていくということですが、これも平成29年あたりから伊良部架橋を通過して水が伊良部島に渡るといふ動きを聞いておりますが、その辺とこの協議がどこまで進んでいるのか、本気なのかという経過状況を教えてください。

○**仲村剛村づくり計画課長** 委員がおっしゃるように、この1月に伊良部架橋は無事開通をいたしまして、その橋を通過して国営宮古伊良部地区のかんがい用水につきましても、伊良部島に給水が可能な時期が具体的に見えてまいりました。これまでの処理方針にも書いてありますけれども、既にかんがいのためのパイプは橋の中に設置されておりますので、管の太さが決まっている以上、送る量を変えることが非常に厳しいというように国から説明を受けておりますので、先に国営宮古伊良部地区の受益になっている農地のうち、これから事業を具体的に採択する際に地区の除外とか出し入れをしていく中で、委員がお尋ねのような下地島で新たに農地として設置した部分に、どれぐらいの国営用水が回せるかというものを検討しているわけですがございますけれども、今、具体的に何ヘクタール分が下地島に回せるというところまでは数字として集計されておられません。

○**座喜味一幸委員** 供用開始の件はどうですか。

○**仲村剛村づくり計画課長** この点につきましても、具体的にいつということは聞いておりませんが、伊良部島側にも国営で貯水池をつくることになっておりますので、その完成時期と大体合わせて給水が可能になるとは聞いております

が、具体的な時期についてはまだ把握し切れておりません。

**○座喜味一幸委員** 宮古の地下ダムでつくった水が、橋を渡って水の乏しい伊良部島に渡るといふ画期的な事業なのです。ということは、平成29年度と聞いていますが平成29年度に伊良部島に水が来たときに、水利用がどのように展開するのかというこの辺のけじめのつけ方と、平成29年度という節目があるわけで、伊良部島もこれから水利用の農業ができるという基盤整備の効果的な進め方、農家に対してメッセージを送っていくというのが行政の仕事だと思っております。水の量についても、ゾーンの入れ方についても、地区の入れかえの話、あるいは節水、かんがいの話、そういうもの等を含めて、場合によれば水が来ないと言わずに、この地下ダムからの配管の中で、この下地島ゾーンではお金を10円入れれば水がくめるよねという供水場の話など、向こうでも頑張っているわけですから、そういうきめ細かな議論をして、処理方針をもっと具体化していただきたいと希望しますがどうですか。

**○仲村剛村づくり計画課長** 今、委員からも多くの示唆をいただきましたので、我々としてもこれから計画してまいります伊良部島側の関連事業につきましては、いろいろな方策についてもきめ細かな整備ができる方向で積極的に考えてまいりたいと思います。国からも、伊良部島に宮古の地下ダムの水が給水できるようになった時点では、今後の伊良部島のかんがいが順調に進むようにということも含めてモデル的な散水補助を早目に進めるということで、我々にも関連事業としての整備を要請されておりますので、一緒になって連携をしながら取り組んでまいりたいと思います。

**○座喜味一幸委員** 美ぎ島美しゃ市町村会から上がっている陳情平成25年第104号の2ですけれども、マンゴー等の滞貨問題が出ているのですが、地元特産品の滞貨解消という問題が出ております。この問題について、八重山の便数は多くてパイナップルの積み残しは今回はないと思うのですが、宮古のマンゴーはことし6月から始まるであろうマンゴー等の生産見込み量、数年続いている滞貨問題はないのか、この辺の具体的な検討がなされているのか。しっかりと関係機関と調整しながら対応するのはいいのですが、具体的に予測とその対策について、どこがどう議論をして、航空会社との関連も含めて手が打たれているのか。毎年同じことなのです。その辺についてどうでしょうか。

**○松尾安人園芸振興課長** マンゴーの予測量ですが、ちょうど開花期というこ

とで、6月にならないとはっきりとした予測量は出せない状況でございます。

**○宜野座葵流通・加工推進課長** 輸送対策について、基本的には船舶と飛行機の複合輸送を推進していくことになると思いますが、具体的には宮古島市におきましても、各農家に対しまして航空用と船舶用の選別の理解を求めるため体制構築をしていくということと、船舶の直行便の便増ですとか、各船舶会社の運航日程調整及び新造船の就航に伴って、運航便の確保の要請を行うこととしているようです。航空便の増加、大型化についても引き続き要請をしていきたいと考えておりますし、各農家における適切な保管についても強化していきたいと考えております。長期的には、暖房機材の整備など花粉による収穫の早期化への取り組み、晩成品種等の導入の検討など実施していきたいと考えております。さらに宮古島市におきましても、船舶輸送に対する冷蔵コンテナの助成を検討していると聞いております。

**○座喜味一幸委員** 今回時期を平均化するための暖房施設、場合によっては光合成作用の促進のためでもいいのですが、やると言ってから時間がたっているのですが、今おっしゃった集荷時期の平均化、その技術の取り組みはどこまで進んでいますか。

**○松尾安人園芸振興課長** 現在、宮古地区においても今年度事業で沖縄振興一括交付金を使いまして、台数は今、資料を持っていませんが加温機を導入しております。そういうものを使いまして、できるだけ出荷時期の分散に取り組んでいるところでございます。

**○座喜味一幸委員** 取り組んでいるのはわかっていますので、この問題は、マンゴーの時期が操業40日と言われるように非常に短い。その辺をどう延ばしていくか、品質を確保していくのかというのは高付加価値な商品なだけに、今おっしゃった問題は沖縄県全体の果樹農家に対してどのような普及の仕方をするのかということ、早目に手を打たないと、検討を始めてから地元におりるまで時間がかかるのです。航空会社への対応もどれだけ本気で議論しているのかという部分が見えないので、ぜひマンゴーの花が咲いたばかりで見込みが立たないということではなく、少なくとも植えつけてから新規地区だったり成園になった果樹園も出てくる。こういうものに対するデータを整理して、気温の状況、日照量の状況からどうなるかくらいのルールはあってもいいと思います。試験場もあるしプロフェッショナルがたくさんいますから、その辺はぜひ願

いします。とにかく速やかにやらないともったいないので、お願いしたいと思います。

あと1点、農林水産物流通条件不利性解消事業をたびたび質問していて、効果もあらわれている、出荷量もふえているという報告もありますが、これまで再度お願いをしておりますし、沖縄県離島振興協議会からも来ておりますし、美ぎ島美しや市町村会からも出ております、沖縄本島までの輸送費補助。このことに関して、鹿児島県並みの輸送費で農業をさせてくださいということであれば、沖縄県は本土へのお荷分を鹿児島県並みの輸送コスト分まで充当できるのであれば、離島からさらに国境離島から沖縄本島に持ってくる農林水産物というものは、鹿児島県並みの単価輸送費で勝負させていただくということがこの事業の基本だと思っております。我々自民党が東京都に行って内閣府と意見交換した中に、裁量権はどこにあるのかという議論をさせていただきました。内閣府は、この事業の効果を含めP D C Aのチェックをしていけば、県に大きな裁量があるというような話を前に提案したと思うのですが、その辺の議論は県から上がっているのかと聞いたら、わからないという感じだったので、これは本気でやられたほうがいいのではないですか。魚に関しては、役場が補助して那覇まで魚を運んでいる市町村もあるわけです。野菜等が沖縄本島まで運ばれるようになりますと、玉突きで本土にも行きますし、私はアジアも狙うべきだと思います。そういう意味で離島振興は地方創生という大きなかなめであって、時代は変わっていると思うのです。それをなぜ沖縄本島の大消費地に島々でつくったオジー、オバーがつくった品物が市場にのらないのか。離島の農林水産物がなぜのらないのかというと、根っこがここなのです。これに関して、私は本気で議論しても何ら理屈もおかしくないと思っておりますが、国がどう言っていて、県はどのくらいこの問題について一要請がたくさん上がっているのです。農林水産部として、この問題に対して誠意を持って議論すべきだと思います。

**○山城毅農林水産部長** 委員のおっしゃるように、私も非常に重要と考えているところです。農林水産物流通条件不利性解消事業というものは、本土出荷に対するコスト低減に向けて、本土と対等に戦えるように不利な部分である鹿児島県までのものは支援しましょうということで国にやっと認めていただいた事業でございまして、離島から東京都内に持って行くものはこの中で見ております。課題となっている沖縄県内で消費される宮古・八重山からの農産物はどうするのかということだと思いますが、それについては沖縄振興一括交付金の中で県が使うもの、市町村が使うものということがありまして、我々が言われて

いるのは、県と市町村とすみ分けをきちんとしなさいということも言われているところがありまして、そこは連携してやっていく必要があると思います。市町村からは、石垣市ではマグロについて沖縄本島までの輸送費の支援ができ上がっています。農産物はその中で品目を拡大していけばいいと考えておりますので、それについては県の窓口である市町村課と話し合いをしておりますので、我々もサポートしながら取り組んでいきたいと考えております。

**○座喜味一幸委員** 市町村の単独にせず、例えば市町村分の300億円の広域的なものについては、保留して融通がきく特別枠などがありますよね。それに県の沖縄振興一括交付金を合わせて、県が半分持つので市町村も半分持つてねとあって、市町村の保留分をこれで充てましょうというようなやり方等々もすると話が具体的に進むと思うのです。その議論の切り口さえもまだ進んでいないのではないかとこの部分がありますので、農林水産物流通条件不利性解消事業というのは、離島の農業、水産業を生き返らせるぐらいのこれまでになかった大事業なのです。私はアジア向けも必ず生産拡大してくると思いますので、ぜひとも重要申し送り事項でもよいですから、農林水産部としてこの問題、離島やサトウキビの話もありますが、輸送費を弾力的にやっていただければ大きな可能性がありますので、方向性と決意をお願いします。

**○山城毅農林水産部長** 委員のおっしゃっているところは理解しておりますので、我々の事業での持ち方がどうなのかも含めて、市町村がやっている事業も含めて話をして、議論の中に入れて、どの事業でやったほうがいいのかも含めて検討していきたいと思っております。

**○座喜味一幸委員** 最後に、陳情とは関係のない話ですが、アーサの問題はどこでもあり、自己消費のアーサ採取が特に宮古島で議論になっていまして、海上保安庁まで乗り込んできていることがあります。漁業法でいう入漁権というものがありますので、その辺を検討してルールをつくって一行事や地域のオジー、オーバーたちの採取、わずか5袋くらい採取して届けに行くぐらいの部分まで、今まで海を支えてきたのはオジー、オーバーであって、慣行であったものまで法律絡みでこれをやっていくという問題。これに対して県が相当指導しないと大変な問題になる。漁協が組合費を集めたいのかわかりませんが、漁協がアーサの採取に関してきつい立場に立っている。これをルール化しないと、漁協が経営再建のために慣行的な入漁権を漁協に入れさせるために、慣行まで抑え込んでくるというのは沖縄らしくない。その辺のトータルとして、沖縄県とし

でどう対応していくのか。これは速やかにやらないといけないと思いますので、答弁をお願いします。

○新里勝也水産課長 宮古島におけるアーサ、ヒトエグサを住民が慣行的に利用している部分について、漁協から少し強い指摘が出ているという話を聞いております。そのことについては、地元の県農林水産振興センターから事情はいろいろ聞かせてもらっているところがございます。地域の事情については、農林水産振興センターが情報収集する中、我々水産課から法的なアドバイスをしているところがございます。宮古島には3つの漁業協同組合がありますので、3漁協集めて県も一緒に話し合いをしているところがございます。基本的には委員のおっしゃるように、特に宮古島ではサニツとか伝統的な行事もございませうように、昔から地域の水産物を地域住民が利用している背景があることも理解しております。そういう中で、漁業協同組合に漁業権漁業を知事が免許しているところですので、この漁業権の行使の仕方について、地域住民と共存できるようにうまくルール化できないかということ、県も一緒に漁業協同組合と話し合いを進めているところがございます。話し合いをする中で、落としどころ—この程度であれば許容できるだろうというところを見出すのにいま少し議論をしているところがございますので、それを進めて仲よく水産物に親しめるような環境にできたらと考えております。

○座喜味一幸委員 細かいことは言いませんが、そういう慣行的なやり方、ビジネスとして使わない自然発生的にあったもの、今後体験交流やブルーツーリズム等々との兼ね合い。ましてやオジー、オーバーが楽しみとして健康のために海に行くのに、海上保安庁に捕まって警告書を渡されてアッシュェー、もうノイローゼよ。この辺は余りにもある程度—ここまでは枠として慣行は認めますぐらいのメッセージを送らないと大変なことになりますので、ぜひとも早目にマニュアルをつくってPRしますように願いしておきます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情平成24年第81号外11件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

湧川盛順文化観光スポーツ部長。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、委員のお手元に経済労働委員会陳情に関する説明資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、継続陳情が12件となっておりますが、全て前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上が、文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 資料の10ページですが、貸し切りバスの問題について、その後の状況がどうなっているか教えてください。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 現在の状況ですが、県で平成30年度に竣工予定の旭橋再開発地区、現在的那覇バスターミナル地区になりますけれども、そちらに観光案内所を設置するという事で平成27年度に予算を計上しております。あわせて、旭橋再開発区域には県で観光案内情報機能というものをつくる予定ですが、団体バスの乗降機能が求められておりまして、そのあたりについて那覇市、旭橋再開発株式会社、関係部局と調整をしているところでございます。現状としては、那覇市を隣接する交通広場―那覇市の誘致になりますが、そこへ2台程度のバス乗降所の確保を検討する意向が示されていますが、それにあわせて周辺地域も活用して、可能であれば四、五台程度のスペースを確保できるように取り組んでいきたいと考えているところです。

○仲村未央委員 一たびクルーズ船が入ると、何台のバスが調達される状況にあるのか。規模はそれぞれでしょうけれども、多いときでどのぐらいのバスがチャーターされるような現状にあるのか。

○前原正人観光振興課長 これまでの例ですと、一番多いときで80台のバスが出たことがございます。

○仲村未央委員 実際には観光客からニーズ調査、アンケート調査や感想なり、その都度いろいろ施策に反映させるための調査をされていますよね。その中で、交通の課題等々に関して観光客からどういう意見があるのか。ここではごみやトイレ云々ということも出ていますが、そういった部分で目下の緊急性の課題だと皆さんは認識しているのか。そこを改めてお尋ねいたします。

○村山剛観光政策課長 県が観光客に対して満足度に対する調査を実施したところ、外国語対応―外国人の観光客に対して外国語対応が余りできていない。案内板も含めてですね。あと、交通渋滞について不満が上がっておりました。

○仲村未央委員 大ざっぱではありますが、クルーズ船を象徴とした観光バスの利用というのは、非常に沖縄の現状の観光形態において重要な移動手段になっていると思うのです。一方では、旭橋の観光案内所においても、見通しもはっきりしないということですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 まだ確定しているわけではございませんが、2台はおおむね大丈夫だろうということです。

○仲村未央委員 那覇市との調整はされていますでしょうか。那覇市の意見や従来から課題の国際通り含めて観光地のありようとして、那覇市のまちづくりとしての視点からは緊急性になっていないのか。そこを那覇市自身がある程度認識して、那覇市が構えるということを取り組まない限りは、この問題は解決しないのではないかと見えるのですが、そこら辺は具体性を持って協議されているのでしょうか。

○前原正人観光振興課長 旭橋駅周辺での駐車場確保につきましては、那覇市の観光課、市街地整備課と協議を進めています。那覇市としても、国際通り周辺でのバス乗降場の不足問題は非常に深刻に受けとめておりまして、彼らは蔡温橋の隣接地や国際通り周辺の民間の駐車場、そういったところをバスで活用できないかといういろいろ当たっているようではあります。真剣に調整はしているようですが、なかなか適当なところが見つからないと聞いております。

○仲村未央委員 深刻な課題と受けとめているのであれば、少なくとも旭橋の再開発の部分から解決がめどづけるのかどうか。ある程度、スケジュールもスピード感を持って解決することを前提に、どこかで結論を出さないといつまでもただらというわけにはいかないでしょうから、そのめど的なもの。本当に決着していくという方向性があれば、ぜひ答弁をいただいて強い要望にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 前原課長から答弁がありましたとおり、これまでも久茂地川にふたをする形で駐車場をつくったらどうかであるとか、さいおんスクエアの隣の用地を使えないかであるとか、久茂地小学校の跡地に確保できないか等々、那覇市もいろいろと真剣に取り組んできたところがございますけれども、なかなかいい場所が見つからないということでございます。この国際通りかいわいの駐車場については、那覇市もそうですし商店街についても、県としても、旅行社についても、それぞれが関与すべきものだと思っております。場所がないということでもありますけれども、当面のところは課題解決できそうなものが一台数としては不足ですが、旭橋のところがございますので、それ以外でもよい方法がないのかどうなのか。観光客は今のままではなく、今後ふえ続けていくこととなります。先ほどお話があったように、クルーズという観光客もふえてくると思いますので、その部分については那覇市ともしっかりと、今後一定の着地点が見えるような方向で、取り組んでいきたいと思っ

ております。

**○仲村未央委員** この件は以上です。

最後に、那覇空港の利用を見ていますと、修学旅行の生徒がたくさんいらっしやる時期があります。見ていますと、那覇空港の通路、私たちが通常歩くところ、売店があって待合席があって、その真ん中が広いロビーみたいになっています。そこは通路ですよ。そこに何十人、何百人単位で先生が何かを指導したり、何時までに戻って来てくださいなどのやりとりがありますよね。そこにずらっと並んでいる状況が非常に散見されます。本来は、その利用は恐らく通路であり、そういう場所ではなさそうですが、これだけ修学旅行に来てもらうという環境は沖縄にとってありがたいことで、またその方々がリピートされる率の高さも従来から言われていることです。そういう意味では、あれだけの集団の皆さんが利用することを前提に、那覇空港の機能の中に、集団が来たときにせめて落ちついて話をされる、地べたに子供たちを座らせるのではなく、少なくともお客さんですから、そういった人が通るような場所に、地面に座らせるのではなく何か確保できるような場所、修学旅行用の機能も空港の機能の一つとしてつくっていくことで沖縄に観光地として気持ちよく来ていただく。修学旅行への対応という意味でも必要な整備ではないかという感じがするのです。手狭なのはわかりますが、あのような形で地べたに女の子たちもスカートのまま座り込んで、しゃがみ込んでというのが見えるのです。その対応をどこかで検討する必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 私も那覇空港を利用するときに、そのような光景を見たことがございますが、沖縄県に修学旅行で45万人前後の方々が見えている状況を考えると、大事にしなければいけないお客さんでございます。その中で、那覇空港ターミナルはスペースが狭いということで仕方なくそのような対応をしていると思いますが、集団のお客さんがいつまでもそのような状況を続けるというのはよろしくないと思いますので、空港ターミナルともよい方法がないのかしっかり調整していきたいと思っております。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**○上原章委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。  
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。  
どうぞ御退席ください。  
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○上原章委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決について協議)

○上原章委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第20号議案から乙第22号議案までの条例議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第20号議案から乙第22号議案までの条例議案3件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第34号議案、乙第37号議案及び乙第41号議案の議決議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第34号議案、乙第37号議案及び乙第41号議案の議決議案3件は可

決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○上原章委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情等48件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

た。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 上原 章